

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

27番佐々木喜一議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 高 橋 謙 議員

○田中敏雄 議長 22番高橋謙議員に発言を許可いたします。

22番高橋謙議員。

【22番（高橋謙議員）登壇】

○22番（高橋謙議員） 新政会の高橋謙です。

質問項目が非常に多いので、通告に従い簡潔に質問をさせていただきます。

まず1点目は、組織機構の再編についてであります。

平成20年度の予算案と市長の施政方針が示されたわけですが、相変わらず厳しい財政状況、そして職員的大幅な削減の中で、いかに市民へのサービスの向上を図っていくかが大きな課題だろうと思うわけであり、そのためにも知恵とアイデアを出し、共通の価値観を持った意欲ある職員を育てていくことが重要であり、その環境づくり、人材育成が急務だろうと思われま。

そこで、質問のアとして、20年度においても業務担当の見直し、部署の配置がえ、統合が検討されているようですが、その内容についてお示しをいただきたいと思ひます。そして、そのことによりサービスの向上や事務の効率化がどのように図られるのかをお伺ひします。また、22年4月の地域自治区の設置期間満了後を見据えた再編作業をするとのことですが、その構想についてもお伺ひをいたしま。

次に、本庁と地域局の人事交流についてであります。

ただいま述べましたように、意欲、能力、そして共通の価値観を持った職員の力こそが、我が市の発展に大事だろうと述べましたが、合併間もないこともあると思ひますが、残念なことに職員間の共通の価値観や意思統一がなされていない面も見受けられます。特に本庁と地域局の職員間でのそのずれが強く感じられます。この解消のためにも本庁と地域局の積極的な人事交流を行い、特に若い職員、中堅の職員には、早い機会に全市的視野に立った仕事を経験してもらうことが大事なことではないかと思ひますが、市長のお考えをお伺ひします。

次に、大きい2点目の企業誘致と雇用についてであります。

雇用は最大の社会福祉であるという言葉があります。まさに産業、経済、福祉、教育など、人間が生活していく上で、あらゆるところに影響を与える重要なことでもあります。そこで、市長に3点について質問をいたしますが、まずこの地域の現状を知るといった必要がありますので、この春、高校を卒業する新卒者の就職状況と、市内企業の雇用状況の現状についてお尋ねをしたいと思います。

その2つ目として、新年度の企業誘致、雇用の取り組みについてお伺いします。

スクラムプランでは、22年度までの新規雇用者数を550名に設定し、市長みずから県内外において積極的な誘致活動をしておられますが、20年度においては、さらなる積極的な姿勢を示しておられるようであります。その具体的な取り組みについてお伺いをしたいと思います。また企業誘致専門員を配置することとありますが、その身分、待遇、権限など詳しく説明をしていただきたいと思います。と同時に、市としても体制の強化が当然必要と思われまますので、その取り組みについてもお伺いをいたします。

この項の3点目ですが、大仙市への県の工業団地の影響についてであります。

県が大仙市に100ヘクタール規模の工業団地を造成する計画があることが報道され、今、開会中の県議会においても議論をされているようであります。仮にこの事業が進んだとしても、完成するまでにはかなりの年数を要することだとは思いますが、大仙市にとっては誘致活動に大きな武器になることは間違いないと思われまますので、横手市の誘致活動への影響についてお伺いをいたします。

次に、大きい3点目の産業振興についてであります。

その1として、集落営農への取り組みについてであります。

19年度において、予想を大きく上回る73の営農組織が立ち上がり、それぞれこの1年間、営農活動をしてきたわけですが、農家サイドにおいても、また推進してきた市としても、反省点や課題が見られたことと思いがすが、どのような問題点があり、それに対する対応策についてお伺いをしたいと思います。

次に、品目横断的経営安定対策の見直しについてであります。

農水省から、品目横断的経営安定対策の見直しということで、面積要件など見直しを、これまでの知事特認制度から市町村特認制度にするとの通達が出されました。この制度の推進次第では、既存の集落営農組織やこれから立ち上げようとしている組織にも影響が出る可能性もあり得ると思われますが、20年度にも30の組織の立ち上げを目標に推進していく市では、どのように指導していくのか、お伺いをしたいと思います。

次に、後継者対策についてであります。

予想以上の集落営農組織が立ち上がり、農家、集落の営農形態が大きく変わろうとしておりますが、最大の悩みは後継者の確保、育成ではないかと思われまます。市の農業振興計画の中でも、新しい人材の発掘と育成は、横手市農業の最重要課題であると明記されております。フロンティア事業などの取り組みがなされておりますが、もっと積極的な対策が望まれますが、市長のお考えを伺うものであります。

次に、水田農業活性化緊急対策についてであります。

この対策は、要約すれば、米価の大幅な下落は水田の過剰作付が大きな要因となっており、20年から5年間生産調整を拡大した部分に、10アール当たり5万円を交付するという内容だと認識しております。市でも各地域において説明会が開かれたようですが、2月22日までの申し込み期限ということでありましたが、この対策に申し込まれた面積は幾らだったのか、お伺いをいたします。また、この対策での面積の拡大次第では、19年度より大幅に下がる産地づくり交付金の助成単価にもさらに影響が出るのではと心配されますが、この点についてはどうでしょうか、お伺いをいたします。また、この対策については説明会から申し込み期限までの日数が短いことなどから、内容についても農家が十分理解されたのか心配であります、農家への周知は十分できたのかということをお伺いしたいと思います。

次に、マーケティング戦略の取り組み、体制についてであります。

20年度の重要施策の一つとして、食と農のまちづくり事業があり、その中の一つに、マーケットを拡大し、売れる農産物づくりを実践するためのマーケティング戦略の必要性を掲げております。この2年間、マーケティング推進課という専門の課をつくり、マーケティング事業を展開してきたわけですが、これまでの反省点や成果なども踏まえ、新たな戦略の具体的な取り組み、また体制づくりについてもお伺いをしたいと思います。

最後に、観光協会への補助についてであります。

スクラムプランによれば、平成22年度には年間観光客数380万人という目標を立て、観光事業を展開する計画が示されております。いかに多くの観光客に来ていただいて地域の活性化を図っていくかということは、大きな課題であります、その方策の一つとして、旅行業の登録申請を予定している横手市観光協会と連携を図って、誘客を推進していこうとするものであります、新年度初めての事業でありますので、次の数点についてお伺いをします。

まず、この事業の内容について詳しくお知らせをいただきたいと思っております。また当該事業にかかわる補助金の額は幾らなのかということも、あわせてお願いします。また当該事業にかかわる市の関与について、この後どうなるのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。そして、この事業を進めるに当たり観光協会の現在の体制でできるのかどうか、この点についてもあわせてお尋ねをしたいと思います。

以上、通告してあります項目について質問を申し上げましたが、施政方針の中で12月実施した住民意向調査によれば、「合併が必要だった」との回答が50.4%と、「不要だった」の16.8%を大きく上回り、合併への期待の大きさがうかがえるとありました。私は合併後のこの2年半を振り返り、後ろ向きの議論が非常に多く、残念ながら市民の期待にこたえることができなかつたのではないかと反省をしているところであります。新年度においては市民の期待にこたえるべく、前向きな姿勢で一步でも前進できるようにとの思いを込めて、この場からの質問を終わります。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 議員からは大変多岐にわたるご質問をちょうだいいたしました。したがって私の答弁も少し長くなるかもしれませんが、ご容赦をお願い申し上げたいと思います。

なお、最後にその合併に関するアンケートについて触れておられましたけれども、これにつきましては議員のご指摘を待つまでもなく、力及ぶところが少なく、期待は過半を超えたといいつながらも、それにこたえ切れていない状況が大変申しわけなく思っている次第でございます。新年度、平成20年度に向けてのこれからの施策展開の大きな反省点として、糧として取り組ませていただきたいと、この場でお約束を申し上げたいと思います。

まず1点目の市の組織機構の再編についてのお尋ねでございます。

まず1点目に、部署の配置がえ、統合の内容、その効率性、将来構想についてということで、多岐にわたるご質問でございましたが、このように考えているところでございます。市では定員適正計画というものをつくりまして、これに基づく職員の削減というものを進めている状況の中でありまして、毎年組織機構の見直しを進めてまいったところであります。この4月につきましては、自治区の固有業務と各部局の業務の仕分けをいたしまして、自治区業務は自治区内で完結できるようにするとともに、各部局の業務は本庁と地域局が一体となって進められるように、指示系統を整理することとしております。具体的には、各地域局の課長に各部の役割を担ってもらえるように兼務発令をいたしまして、本庁と地域局の意思統一、連携強化を図りたいと考えているところであります。

このような流れの中で、昨年4月に福祉環境部から総務企画部へ移管いたしました防災関係業務につきましては、今年度はそのまま地域局の市民生活課で業務執行していたことから、この4月の配置におきましては、各地域局、市民生活課で行っている防災、交通安全、消防及び税務業務を、地域振興課に移管する予定であります。防災関係などを地域振興課に移管することに伴いまして、業務量が減じる市民生活課を福祉保健課との統合を予定いたしております。なお、課がこれによりまして大きくなり過ぎるところや、配置の関係で統合が難しいところは、適宜対応することとしておるところでございます。

総務企画部におきましては、一部、課の統合によりまして担当業務の見直しを、そして福祉環境部におきましては健康の駅及び包括支援センターを3ブロック化をいたしたいと。建設部におきましては、建築主事の育成も視野に入れまして建築住宅課の配置がえを、そして教育委員会事務局では、学校統合推進室の強化を検討いたしております。

今後も職員削減は毎年続くわけでありまして、平成22年4月には、ご指摘のように自治区がなくなること念頭に置いて、混乱なく移行できるよう組織の見直しを進めてまいります。なお組織機構の将来的な構想につきましては、庁舎建設と関連する部分もあることから、新庁舎を考える市民会議の中で、庁舎建設の是非とあわせて、現在の組織における課題や問題点、市の財政状況、行政事務の将来見通しや組織の効率化、市民の皆様の利便性の向上などを勘案いたしまして、庁舎のあり方を協議、検討することとしておりますので、その内容を参考にしながら、総合的に判断をしてまいりたいと思っている次

第でございます。

この項の2つ目に、本庁と地域局の人事交流についてのお尋ねがございました。

合併時におきましては、市民の皆様が合併による不安を抱かないよう、各地域局には地域局出身職員中心の配置を行ってきたところではありますが、このことによりまして、本庁と地域局間の連携や職員の意識改革の点におきまして、課題が多いことは否めないところでございます。マンネリ化の回避や職場の活性化を図るため、人的交流の促進が必要であるとの考えから、昨年度策定いたしました人事配置の基本方針に基づきまして地域局間交流を進めており、この4月の人事異動においても、一定程度の交流人事を行う予定であります。あわせて本庁と地域局の連携強化、職員の意識改革を図るため、本庁と地域局間の人事交流も促進していきたいとの考えで、現在配置作業を進めております。

職員の人事配置につきましては、市民サービスの向上を念頭に、職員の資質向上、職場の活性化、組織力の向上に資する人事配置を行ってまいります。

大きな2つ目の企業誘致と雇用についてでございます。

3点お尋ねございましたが、そのうちの1点目、新卒者の就職状況あるいは市内企業の雇用の現状についてのお尋ねがございました。

ハローワーク横手管内の有効求人倍率は、平成19年12月末現在で0.49倍でございます。これはその前の年の同じ月と比べまして、0.22ポイント下がってございますが、ほとんどの業種で原油高等によるコストの増加などの不安材料が影響しているものと思われ、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いていると思っている次第でございます。

今春の新規高卒者の就職状況でございますが、この1月末内定率は95.8%でございます。このうち県内の就職内定率は92.2%でございます。それぞれ全体ではふえているところでございます。また新規就職の件数でございますが、平成19年6月以降、減少が続いておりまして、平成19年12月時点におきましては171人の増にとどまっている状況でございます。このような現状ではあります。新年度から企業誘致対策を強化するとともに、地元企業への支援体制も充実を図りながら、平成20年度が最終年度であります国の雇用創出協議会の事業内容の充実を図り、関係機関にも働きかけ、地域雇用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

この項の2つ目に、新年度におきます企業誘致の取り組みについてお尋ねがございました。

その中の企業誘致における専門員の雇用についてでございますが、企業誘致におきましては、首都圏や中京地区の企業情報をいち早くキャッチし誘致活動をしなければ、後手後手になってしまう感が強く、市といたしましても、首都圏や中京圏の自動車関連企業の情報に精通した方を雇用したいと考えているところでございます。また商工労働課内に企業誘致専門の担当を配置いたしまして、専門員とともに、素早く誘致活動ができる体制を整備したいと考えているところでございます。なお、冒頭申し上げた専門員につきましては、現段階で1名、雇用をしたいというふうに考えているところでございます。

この項の3つ目に、大仙市への大規模な工業団地の建設についてお尋ねがございました。

この影響でございますが、今回の県の調査であります、県といたしましては超大型の誘致案件にも対応できるとして、100ヘクタールの工業団地を造成できる可能性の調査ということでございました。市といたしましても、現在ございます横手第2工業団地をさらに造成いたしまして、70ヘクタール分譲可能な地区として提案をいたしたところでございます。今回は調査対象から横手市の部分については外れたわけでございますが、セントラル自動車の宮城県進出や、岩手県の関東自動車工業の増産などを考えますと、今後エンジンなどの関連工場や部品調達の1次メーカー、2次メーカーなどの企業が進出する可能性が高まっていると期待をいたしております。このような企業の他市への進出状況や、横手市の1次メーカーでもありますユニシアJKCステアリングの例をとりましても、ほぼ20ヘクタール前後の用地取得が多いようでございます。十分現在の横手第2工業団地で対応できるものと思っておりますので、引き続き企業進出情報を収集し、さらに誘致活動に努力してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

大きな3番目の産業振興についてのお尋ねがございました。

その中の1点目、集落営農の取り組みについてでございますが、本年度より品目横断的経営安定対策が始まりまして、認定農業者や集落組織など630の形態が加入し、メリットを受けたところでございます。しかし1年を経過いたしまして、さまざまな意見や問題点も出ており、各それぞれの集落営農にあつては、例えば経理一元化による構成農家の配分の問題、あるいは加入初年度でもあり、収入が減少した例もある、3つ目に複合経営作付が思うように進まず、所得拡大につながらなかった例がある、あるいは組織を運営するための運転資金の確保などの問題が出てきているところでございます。

また、市といたしましても、加入促進活動を行ってもリーダー役の農家がない、あるいは規模要件に合致しないため、加入したくてもできなかった例がある、あるいは集落営農組織化を進めるため個別巡回説明を行っても、担い手不足などで組織拡大につながらなかったなど、支援する側にも大きな課題が残ったというふうに思っている次第でございます。市の基本方針は、集落営農づくりと担い手による農家育成に変わりはなく、今後とも農政事務所や県、農業関係各団体などで組織する担い手アクションサポートチームによる支援体制を強化し、地域座談会の開催や巡回活動、情報提供活動を行い、支援することとしております。

この項の小さい2つ目でございますが、品目横断的経営安定対策の見直しについてのお尋ねがございました。

これにつきましては、例えば用語がわかりづらい、あるいは加入手続が難しい、面積要件に合致しない、交付金の支払い時期が遅いなど、生産現場からの意見、要望が出されてきているところでございます。これを受けまして、国では名称を初めとする対策の見直しと、これまでの知事特認制度にかわりまして市町村特認制度を創設するなど、熱意を持って営農に取り組もうとする農業者へ加入の道が開かれる方向でございます。市といたしましても、水田農業ビジョンの要件を基本としつつ、これまで面積要件などで加入したくてもできなかった農家を救うなど、多くの農業者が加入できる環境づくりを進める

ことといたします。具体的には、現在内容を検討中でございますので、決まり次第お示しをしてまいりたいと思っております。

この項の3つ目、後継者対策についてでございます。

これにつきましては、県の研修制度を活用した育成対策を行っているところでありますが、品目横断的経営安定対策制度の見直しに伴う認定農家拡大や、集落営農を組織化する上でも重要な課題であります。後継者が将来に希望を持ち農業に従事できるよう、関係機関との連携を行いながら地域に入り、担い手の掘り起こしや、地域がどうあるべきかなどの将来に向けた話し合いの場を設ける対策を行うことといたしております。

この産業振興のお尋ねの中の大きな2つ目に、水田農業活性化緊急対策についてがございました。

これにつきましては、今年度、国の補正予算で500億円で実施されることになったところでございます。本対策は、20年産米以降の生産調整の実効性を確保し、受給の均衡を確実なものにすることによって米価の安定を図っていくことを目的としております。このため、20年度に生産調整を拡大する農家に対し、緊急一時金が今年度中に交付されることになりました。具体的には19年産と比較し、20年産で生産調整を増加させる面積部分について、10アール当たり5万円を交付するものであります。なお19年度生産調整未達成者については、10アール当たり3万円の単価設定となっております。

この緊急一時金の交付を受ける農家は、拡大する面積について、一定期間継続して生産調整を実施する旨の契約を、地域水田農業推進協議会と締結することになっており、契約は2種類となっております。1つが長期生産調整実施契約で、継続実施期間は5年間であります。対象作物は現行産地づくり対策で取り組んでいる作物全般であります。もう一つは、飼料用米等が対象になります。非主食用米、低コスト生産試験契約でありまして、この契約は3年間の継続実施が要件となっております。

ご質問のございました申し込み面積であります。農家の皆さんからは、2月22日を期限として申し込みを受け付けてございますが、現在、集計作業の途中であることから、まだその面積は確定いたしておりません。所信でも申し上げましたが、対象面積は20年産の生産調整拡大部分、450ヘクタールを最大値として見込んでいるところであります。

この項の2つ目に、産地づくり交付金への影響についてのお尋ねがございました。

この緊急一時金は、産地づくり交付金とは別枠で組まれた本年度限りの措置であり、農家の皆さんには3月末の支払いを予定いたしております。したがって、本対策が実施されることによって産地づくり対策の予算が減じられることなどの影響はないものと思っておりますし、産地づくり交付金は3年間固定配分するとの国の方針に基づき、事業を進めているところでございます。なお、平成20年度の産地づくり交付金については、増加する面積を見込んだ中で、各種単価を水田農業推進協議会で決定しております。

この項の3つ目に、農家への周知でございますが、本対策にかかわる周知は、去る1月17日の県全体での説明会を踏まえまして、1月21日には横手市管内JA等関係者を対象にした説明会を開催いたしま

した。その後、1月31日に取り組みの詳細について再度担当者会議を開き、方針を決定し、農家の皆さんには2月5日付で対策のお知らせ、契約書、契約書記載例などを、JA等生産調整方針作成者を通じて配付しております。なお契約書は2月22日を限度として、JA等生産調整方針作成者に提出してもらうこととし、その後、各地域局産業振興課において面積確認を行い、最終取りまとめいたしまして、県への請求事務は農政課が行う手順で事務を進めているところであり、取りまとめ期間が短い中での事業推進となりましたが、農家の皆様には本対策の趣旨を十分に理解され、交付金の有効活用についてご協力をお願いする次第であります。

この項の3つ目に、マーケティング戦略についてのお尋ねがございました。

これについてであります、平成18年度に新設いたしましたマーケティング推進課につきましては、横手市の基幹産業である農業を、売れる農業に育成していくことを目的に設置したところでございます。この目的達成に向けて、地域製品の販売促進、販路拡大、商品開発、地産地消の推進、消費地との交流促進などを目標に業務の推進を図ってまいりました。業務の推進に当たっては、年度ごとに目標設定をし、立ち上げ1年目はアクションプランの策定、特産品の選定、既存商品のマーケティングなどを重点に活動したところでございます。

これらの活動を通して得た成果といたしましては、1つ目には、地域の生産者や事業者、また外部のメーカーや百貨店、スーパー、生協、バイヤーなどとの面談を通して、商品の安全性や品質、生産履歴、農作業の工程管理、食品の安全衛生管理、食の伝統や教育、有機栽培への取り組みなど、産地の取り組み姿勢が重視されていることが、まず一つ感じられたところでございます。そして2つ目に、バイヤーや市場に対しての入り込みや情報発信が不足であったこと、3つ目に、商品開発や販路開拓のための支援体制づくりが必要なこと、4つ目に、自治体が率先して販路開拓活動をすることへの市場側の評価があることなど、気づきを得たことが初年度の成果であると感じております。

2年目はこの気づき、発見を、地域の中で共有するための仕組みづくりに取り組んだところでございまして、食のまちの基礎づくりとして、食と農からのまちづくりプロジェクトのスタート、これは中身といたしましてはホームページの立ち上げであり、食のまちづくり宣言であり、ロゴマークの策定であり、食育計画の策定などを含むものでございます。そしてまた、全国醗酵食品サミット開催などによる醗酵文化のまちづくりの推進、地域特産品開発による商品計画の策定、大沢のブドウジュースであるとかシリアンルージュ・トマトなどではありますが、こういう策定、そしてマーケティングの相談活動や特産品開発支援制度の創設をさせていただくなど、消費者ニーズに対応した、ものづくりの環境整備に着手できたことも成果と考えております。

加えて、海外輸出をにらんだ計画づくりや販売促進活動の支援も、県内に先駆けた活動の成果と考えております。一例を申し上げますと、横手地域大沢地区のブドウ生産者の皆さんの取り組み事例でございしますが、平成16年に香港からおいでいただきました高級な食品スーパーマーケットのバイヤーの方から、市内農産品関係の視察をしていただいた折に、ここのブドウでジュースをつくったら世界レベルの

ものができるのではというアドバイスをいただきました。この一言から、スチューベン100%で高級でぜいたくなブドウジュースの開発が始まったところでありました。

初年度は1軒の農家から原料を提供いただき、試作品を開発いたしました。翌17年には農家3軒が、リンゴジュースの販売などにおいて国内外で実績のある、青森県板柳町のジュースの製造販売を勉強に行くなどしているところがございます。この年、いわゆる平成17年には2,500本生産いたしまして、これはわずか2カ月で完売をいたしたところがございます。その次の年、平成18年には農家13軒にふえましたが、1万本を生産、販売いたしました。この商品は、この年は商品ラベルの製作や、香港秋田フェアでのプロモーション、販売促進活動などの応援をさせていただいたところでありまして、香港においては定番商品扱い、いわゆる売り場に常時置いていただく商品として3,000本、国内においては7,000本を振り分けたところがございますが、3カ月で完売いたしております。平成19年には農家が17軒、取り組みされまして、2万本を製造、このうち香港へは6,000本、国内では東京都内の高級スーパーであります成城石井の定番商品としても扱っていただいているところがございます。

現在、2月29日から3月9日まで香港においてプロモーション、いわゆる販売促進を展開いたしておりますが、生産現場の農家の皆さんにも、みずから海外に出向いて、自分が生産、開発に携わった商品がどのようにお客様に支持されているのか、販売体験などもさせていただいているところがございます。これらの活動につきましては、農水省からの輸出促進補助金をいただきながら、発売元である横手市観光協会と連携を図り、行っているところでもあります。

この大沢地区であります。最初に取り組みされた農家の方からは、「息子が、海外に行ってブドウを販売するような農業なら、跡を継いで頑張ってみたくて言ってくれました。大学も農学系の大学に進学してくれました」と、笑顔で話しておられたところがございます。こうした笑顔があふれる地域農業を目指してまいりたいと、改めて感じさせられたところでもあります。今後もこのブドウジュースの例を参考にしながら、他の農産品等にもその波及効果を期待し、結果として、多彩な売れる農業を育成できればと考えておるところでございます。

このマーケティング推進課の体制につきましては、発足時は5名、2年目の現在は業務の移管に伴う人員増もあり、7名体制となっております。業務の遂行に当たっては食のまちづくり、あるいは管理調整、地域産品、市場調査、醗酵食品、広報などの部門を、それぞれが担当する形で行っておるところであります。また、毎週マーケティングアドバイザーが来られまして、かの担当者とのミーティングによる課題解決のための指導や、地域から寄せられたマーケティング相談のアドバイスを行っております。海外市場をにらんだマーケティング活動については、今後一層重要度が増すものと考えておりまして、来年度は海外輸出担当を新たに配置するよう検討しているところです。業務の拡大に伴い、人員の増強が望まれるところですが、今後の遂行については、ジェトロを初め貿易促進協会、国や県の貿易担当などとの情報交換のもと、連携を図り、協力を得ながら進めることといたしております。市職員にあっては、実務に当たりながらの能力開発というものを目指したいと考えております。

マーケティング活動の中での物産展の位置づけでございますが、これにつきましては、既存の商品の単なる売り込みに終始することなくマーケティングリサーチ、さまざまな意味での市場調査をした中で新たな商品開発や販路拡大など、売れる仕組みづくりを標榜しつつ、今年度も首都圏や仙台圏を中心に取り組んできたところでございます。とりわけ横手まるごと売り込み隊やJA、生産者などとの連携を図りながら、伊勢丹百貨店や藤崎百貨店、都内高級スーパーなどのバイヤーを初めとした人的ネットワークづくりに積極的に取り組んでまいりました。その結果として、地ソース、大沢ブドウジュースなど、新たに横手の商品が定番化された成果もでございます。今後は関係企業とのこれまでの信頼関係や人的ネットワークを活用し、横手の農産品や特産品の売れる仕組みづくりに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、社会的に直営の関心が非常に高まっている中、消費者及び市場等から信頼される産地を目指したマーケティング推進活動の一環として、本年度からは食と農からのまちづくり事業に取り組んでおります。昨年5月、役所内において庁内を横断したプロジェクトチームを立ち上げ、各種事業に取り組んでおり、その取り組み状況につきましては、2月上旬に立ち上げました食と農からのまちづくりホームページにおいて紹介をいたしております。この事業につきましては、食と農を基点として地域産品のブランド化を目指すだけでなく、消費者や市場から本市の食と農への取り組み姿勢が評価されるべく、地域そのもののブランド化を図る視点で、今後も推進してまいりたいと考えております。来年度はこれまで以上に、各関係機関や市民の皆様からもご参加、ご意見をいただき、より地域に見合った事業展開をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

大分長くなって恐縮でございます。3番目の一番最後でございますが、観光協会にかかわる部分でございます。

これにつきましては、昨年5月、旅行業法が改正されまして、手近な旅行を手配する第三種旅行業の業務の範囲というものが拡大されました。今までも横手市観光協会では、地域のさまざまな素材は熟知しているわけでありましてけれども、やはりどうしても大きな効果を上げるためには滞在型のツアーを組まなければいけない、そのほうがはるかに地域経済に対する波及効果は高いわけでございます。そんなことから、このたびの制度改正に合わせまして、社団法人横手市観光協会で旅行業務に参入していただくということで、そしてその中で新たな旅行商品づくりを進めていこうというふうな取り組みでございます。これにつきましてはの補助金につきましては、この登録にかかわる費用の150万円のうちの2分の1を補助しようとするものでございます。これは平成20年度単年度のみ補助でございます。

また、これを扱う観光協会の体制でございますが、プロパー職員1名、臨時職名8名、市の兼務職員が7名となっているところでございます。当面は全員体制でこの旅行業に取り組もうとするわけですが、その後においては3名程度の専門の体制というものも視野に入れて、取り組みを強化してまいりたい、そのように思っている次第でございます。

このことによる民間事業者との競合関係等々についてでございますが、これについてはさらなる連携

というものが求められるし、またその効果は高いものというように思っている次第でございますので、地元の業者の方々との協力体制をきっちり築きながら、これによりまして観光需要の創出に努めて、地域活性化のために一層連携してまいり所存でございます。

大変長くなりました。以上でございます。

○田中敏雄 議長 22番高橋謙議員。

○22番（高橋謙議員） 丁寧なご答弁をいただきましたけれども、マーケティング事業について私は、いろんな面でだんだん範囲が広がってきており、市単独ではこれは大変なのではないかなと、果たしてこれでいいのかなというふうな気がしておりました。そういったことをまず質問をしようかなと思いましたが、懇切丁寧に成果を述べられましたので、これ以上質問することはできないかと思えます。それで、1点だけですけれども、企業誘致と雇用について1点、再質問をしたいと思えます。

壇上でも述べましたけれども、雇用というのは、やはり最大の社会福祉であるというふうに言われております。そこで市では自動車関連をターゲットに専門員なり、あるいは市の専門的な担当も設けて、これに向かっていくということでもありますけれども、これはある程度将来的な話であります。それで有効求人倍率が0.49ということではありますが、これは今すぐ仕事を欲しい人がたくさんいるという証拠であります。それで、市ではいろんな企業なりに雇用をお願いするというふうに運動していると思うんですけれども、市独自のそういった雇用といいますか、そういったことも考えるべきではないのかなというふうに思えます。広報など、に非常勤職員の登録というふうなことで広報に出ておりますけれども、ああいったところに申し込まれる方など、優先的にいろんなところで仕事をしてもらおうということも必要なことではないのかなと思えますけれども、この点について、市が雇用について直接かかわるというふうなことについては、どういう考えをお持ちでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 基本的に、市内で市役所は非常に大きい雇用の場ではあります。ただ、市役所自身が雇用者をどんどんふやしていくというのは、今は余り考えておりません。逆に今は市職員が多い状態ですので、その多い状態を上手に活用しながら進めていきたい。最終的には市職員そのものは少なくしていくというふうな方向で進めております。

それから、登録していただく皆さんも、雇用の条件が、なかなか一般企業に就職するような内容にはなっておりませんで、比較的事務補助とかそういう内容でありますので、そういう条件に適合する、私はそういう働き方でもいいという方には登録していただいて、事務に支障のないようにしていきたいと思えますが、その点についても、できれば余り数は多くしなくても市の仕事ができるようにしたいというのが本音であります。ただ必要な部分はしっかりやっていきたいと思えますし、公平に対応してまいりたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 22番高橋謙議員。

○22番（高橋謙議員） もうちょっと時間がありますので、もう1点お願いします。

今の答弁ですけれども、確かに職員数をふやすということは、今の時代にはなかなか無理なことだと思いますけれども、大分前にワークシェアリングという言葉がはやりました。仕事がない人、やっぱりお互いに仕事を分け合っていこうと、そういうふうなことだと私は理解しておったんですけれども、そういうことも含めて、今仕事を求めている人方に少しでもそういう場を提供するような施策を、ひとつ考えていただきたいというふうに、まずそういうことを注文したいと思います。

それで、もう1点、集落営農の件で後継者の問題でありますけれども、どこの組合においても後継者問題が大変だというふうなことであります。それで新規就農するためのいろいろな技術的な指導なり研修なりは、フロンティア等でやられておるわけなんですけれども、私は、問題は就労した後だと思うんです。といいますのは、どこの集落においても若い後継者と言われる人は1人か、せいぜい2人、そういうことであります。それで、やはり仲間づくり、そういうことが大変重要なことだと思いますので、技術的な面よりもそういった面で、例えば今、73の集落営農組合があり、その研修会などをもしやるとしたら年齢を区切って、例えば20代、30代の若い人の研修だとか、そういったふうに若い人がいるんな面で仲間づくりができるような対策も必要ではないのかなというふうに思いますけれども、この点について、ひとつお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 やっぱり議員ご指摘のとおり、せつかくの後継者が生まれても、集落において極めて少ない数というのはよくわかっているところでございます。そういう方々が疎外感だとか孤独感だとかということに陥らないような応援というものが、やっぱり必要だという認識は持っているところでございます。

具体的にどういう形でそれを推進できるか、あるいはカバーできるか、そのメニューがどんなのがあるかということ、今ここで即答しかねますけれども、これにつきましては担当課とよく相談をいたしまして、せつかく新規に頑張る方の意欲をもっと応援できるように、そういう細かい部分の配慮というものもしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 菅 篤 司 議員

○田中敏雄 議長 5番菅篤司議員に発言を許可いたします。

5番菅篤司議員。

【5番（菅篤司議員）登壇】

○5番（菅篤司議員） 朝日の菅篤司でございます。

私からは、市民歌について質問させていただきますが、主にお聞きしたいのは通告の2点でありますので、これのやりとりをいたしますと、10分もかからないで終わってしまいます。そのほうがいいのかというふう言われるかもしれませんが、二、三の新聞記事などを例に、日ごろ私が市民歌について考えていることや意見等を申し述べて、当局のご見解を伺ってまいりたいと考えていますので、よろしくお願

いたします。

市民歌については、昨年の6月議会でも質問いたしました。そのときは県民歌を引き合いに質問いたしました。新しい横手市の最初の成人式でのアトラクションで、横手市民歌がまだできていないというので、かわりに秋田県民歌をコーラスグループが新成人たちに聞かせました。今はやりのアカペラだったせいもあって、若い新成人たちに大層受けました。そして私も大いに感銘して帰ってきたところでもあります。

そして、間もなく同じこの県民歌で別の感動を受ける機会に恵まれました。昨年の全市の消防訓練大会でのことでもあります。私も団員の一人として参加していましたが、大会を成功裏に終えようとしている閉会式に向けての行進曲に、秋田県民歌と県民の歌のその曲が盛り込まれておりました。アカペラもよかったですけれども、行進曲に編曲された県民歌もすばらしいなという思いで、暑さで疲れた体も思わずしゃんとなった記憶も生々しい次第であります。この行進曲を使用していただいた係の皆さんには、半年も過ぎてしまいましたけれども、この場をおかりして改めてお礼を申し述べたいと思います。ありがとうございました。

自称、鈍感がそのまま歩いているような私ですが、その私がつんとショックを受けるような新聞記事に出くわしました。「歌でまちおこし」というタイトルで、昨年大ヒットした「千の風になって」の作曲者、新井満さんがつくった歌が、松山市のテーマソングになっているという内容のものであります。一部を紹介いたしますと、2年前に松山市で開かれた日本ペンクラブ平和の日の際、新井さんが即興で作曲、歌唱した「この街で」という歌は、今や松山市のテーマソングとなっている。同市役所の電話保留音や退庁時の音楽も「この街で」だし、まちづくりイベントや銀行のBGMにも使われている。新井さんの歌によるまちおこしは、少しずつだが、今確実に広がり出しているという内容のものでございます。私はこれを読んで、思わず、松山市の市民歌はどんなときに、どのようなところで歌われているのですかと聞いてみたい衝動に駆られました。いまだに聞けないでいますが、しばらくこのことは頭から離れませんでした。

そして、それに追い討ちをかけるようなダブルショックを受ける記事が、つい最近ありました。皆さんご承知と思いますが、2月9日付の魁紙の地方点描の欄であります。我が横手市増田町の内蔵にまつわるもので、世界的に活躍されているキモノスタイリストの富田伸明さんが増田の蔵を絶賛し、増田の着物と銘打った富田さんの作品が4月にサンフランシスコで公開展示される。増田の蔵は世界ブランドになるかもしれない。また副産物として、富田さんの友人のシンガーソングライター中西圭三さんも、蔵や増田の町並み、かまくらに感銘を受け、歌をつくりたいと考えている。多くの作曲で名高い中西さんが横手を、増田をどうイメージするだろうかという内容のものであります。

これには、我が横手市のことでもありまして、松山市以上の衝撃を受けると同時に、この2つの記事から、私はえたいの知れない焦りと、それとは裏腹に敗北に似た言いようのない無力感に襲われました。増田の蔵が世界ブランドとまではいかなくとも、全国から注目されるとしたら本当にすばらしいことで

あります。観光を初めいろいろな面で波及効果があるものと大いに期待し、またそうなるように育てていかなければならないと強く感じるものであります。そのためには松山市の例にあるように、横手・増田をイメージした中西さんの歌が果たす役割も、かなり大きいものと思います。もしその歌が、かつての「青い山脈」のように広く知れわたるとしたら、この新しい横手市が全国的に注目されるのも夢ではありません。これは市民のだれもが望み、期待し、本当の意味でのまちおこしにつながるのだと思います。

さて、そういう中であって、横手市民歌はどうなっていることであらうでしょう。まちおこしの歌は多くの皆さんが興味があり、望んでいることだと思いますが、一方、市民歌の場合は、一部の人を除き余り関心がないのが大多数のような気もいたします。まちおこしの歌が多くの市民の方に親しまれ歌われるならば、市民歌は要らないのではないかなどと考えますと、声高らかに多くの皆さんに愛される横手市民歌をと、一般質問で叫んだ自分がこっけいにも思え、さきを感じた敗北感のようなものも、ここから来ているのかもしれない。

このようなジレンマを経て、私なりのある結論に達しました。それは、まちおこしの歌はまちおこしの歌、市民歌は市民歌だという、全く当然で至って単純な結論であります。それでは、なぜいろいろと考え思い悩んだのでしょうか。それはやはりどんなことがあっても埋没しない、末永く親しまれる市民歌を欲しているからにほかなりません。この前の質問の答弁にもありましたが、確かに合併後5年以内に歌はつくられ、制定されることであらうでしょう。しかし歌ができたからいい、制定されたからそれでよいというのでは決してないと思います。つくると同時に歌われ続けるということが大事であり、むしろ歌われ続ける工夫と努力のほうが、難儀で大変なことであるかもしれません。まだ生まれもしない子供に過剰な期待をするようですが、歌そのものもすぐれた普遍的なものでなければなりません。確かにいかにすぐれた市民歌でも、それでまちおこしができるほどのエネルギーな力はないかもしれません。反対に、まちおこしの歌は一たび軌道に乗ると、ひとりでにどんどん広まっていく力があります。勢いと流れ、これこそが今この横手市に最も必要であり、みんなが望んでいることであります。

繰り返しになりますが、増田町から端を発し、全市的にまちおこしが実現できたなら、経済的な効果も含めてどんなにすばらしいことであらうでしょう。ただ、ここで申し上げておきたいことは、盛り上がりや刺激的なことが必要である反面、素朴で静かな普遍的なものも大切であるということであります。それを市民歌に当てはめて考えてみたいということであります。

横手市がこの先さまざまな変貌を遂げ、人々が移りかわり、市の多くの条例等が変わっていても、唯一市民歌だけは、横手市が続く限り残っていくものと思われたい。このようなことから考えますと、市民歌の制定は、横手市の世紀にわたる大事業と言っても過言ではなく、制定を任されたその責任の大きさを真に受けとめて取りかかっているといかなければならないと感ずるものであります。大変回りくどくなりましたが、通告の準備等の進みぐあいや進み方の手順等についてお聞きし、また当局のご見解をお伺いしたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 市民歌につきましては、平成22年度がちょうど市制施行5周年を迎えるわけでありますので、その記念式典での発表に向けて準備してまいりたいと思っております。先に結論を申し上げたところであります。

実際その中身でありますけれども、急がなかった理由、合併新市において相当早く市民歌をつくったところもあるわけでありましたが、私どもが急がなかった理由というのは、やはりまさに議員がご指摘のように、つくってはみたもののという市民歌をつくるわけにはいかないということでございました。やはり理想論でありましようけれども、市民の気持ちの一体感というものが出される、その過程において歌がつくられるのが最も望ましいと、このように思った次第でございますので、すぐにはつくらなかった、取り組まなかったというところでございます。5年たってそれができるかどうかというのは、簡単ではないというふうに思いますが、議員からご指摘のあったような新横手市が持っている財産について、あるいは横手市が目指す将来のまちづくりの方向性を歌い上げるというのは、当然外せないわけございまして、そういう意味では増田の蔵のご指摘だとか、松山市における事例だとか等々も、非常に興味深く拝聴させていただいたところでございます。

特に、キモノスタイリストの富田氏と、その折来られました中西圭三さんについては、ほとんど予備知識がなくてお会いいたしました。地元の人間以上に増田の蔵にまつわる、あるいはこの横手市が抱えるさまざまな資源について感動されておられまして、こちらが逆に、その感動ぶりに感動したというところもございます。そういう外の目で見ると、地元が案内見落とししている宝物を、やはり地元の間が気がつくことがとても大事だと思っております、それが市民歌の中に盛り込まれたら、これは長く歌い継がれる市民歌になるだろうと思っている次第でございます。

個人的感想を申し上げますと、例えば県民歌につきましては、多分議員もそうでありましようけれども、小さいとき歌った記憶は多分ないと思います。私も相当の年になってから歌う機会がございまして、そのすばらしさに感動して歌っているわけでありましたが、長く歌い継がれるということは、やはりなかなか難しいことだなど、県民の歌ということで途中から新しい歌をつくったわけですから、そういうことになるのかもしれませんが、どちらが今評価されているかという、県民歌のような気もいたしますけれども、いずれ末永く歌い継がれるような市民歌というものをつくる努力をこれからして、5周年には発表できるように準備を進めさせていただきたいと思っております。

なお、手順等々につきましてはありますが、あわせて市の木だとか市の花だとか、市の鳥などのシンボルについても、並行して決定したいなというように思っております。当然これについても公募なども含めまして、広く検討素材を集めさせていただきたいと、そのように考えている次第でございます。これからもよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

以上であります。

○田中敏雄 議長 5 番菅議員。

○5 番（菅篤司議員） ただいま答弁で、合併 5 周年記念に向けてつくり上げて制定するということでしたけれども、歌ができれば、どれくらいの期間をかけてつくろうとしているのかを、ひとつお聞きしたいと思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 歌については、長くかかる場合もあると思いますし、短くてできる場合もあると思いますが、いずれ 5 周年に向けて、庁内では 20 年度からそれらの検討を始めたいというふうに思います。なるべく早く公募なり、いろんな準備をしながら進めたいと思います。

ちなみに、合併前の横手市でイメージソングというのをつくっていました。増田出身の女の方の作詞に、さとう宗幸さんが作曲したものでありまして、これらなんかは、公募して、その詩に曲をつけて発表するまでは、それは 1 年ぐらいでできたと思いますけれども、例えばそういうのもありますが、それに限らず、今年度から庁内検討を始めて、どの時点から公募してやっていくかというのも決めまして、皆さんのところにもお示ししたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 5 番菅議員。

○5 番（菅篤司議員） 20 年度から準備してとりかかるということでしたけれども、やはり私の壇上でも一番の思いは、せっかくつくっても、できて最初の 1 年か 2 年ぐらいは努めて各種行事等でも歌われると思いますけれども、長い年月を経ますと、どうしても市民歌の場合は、ずっと奥のほうにしまわれてしまいがちだと思いますので、あるいはそれが実際的な現実であるかもしれませんが、やはりただいま申しましたように、地域おこしの歌は活発な力があって、その反面、市民歌のほうはどこやらに押しやられているというような感じになりますと、どうしても行政は一般の力には対抗できないのかなという、もともと歌そのものは違うわけですが、それに携わる者の一人として悔しいといえますか、ぜひできるだけといいますか、長く歌ってもらえるためには、やはりさっきの市長の答弁にもありましたけれども、最近知った歌でもいい歌は生まれると思いますけれども、どうか歌そのものも十分に時間をかけていただきまして、いいものをつくっていただきたいと思います。

これからは質問ではなく要望といいますか、意見と希望になるわけですが、でき上がって広める段階のことでもありますけれども、それはできてからでもいいわけですが、そのときには、私がここにはない可能性のほうはかなりあると思いますので、この機会にご意見を申し上げたいと思います。

3 月のときは、私たちの村で防災無線で一つのそういう計画、聞いてもらう、してもらおうということをやりました、うるさがられまして失敗した経験をお話ししましたが、本当に市民歌を知ってもらうには大変な工夫と努力が必要だと思います。市民歌を全部歌える方は市税を半額にするとかといいますと、そういう方法もあると思いますけれども、そういう類のものでもないと思いますので、やはり一番の方法といいますか、小さいときから保育園でのお遊戯会で歌ってもらったり、あるいは小学校、中学校の入学式と卒業式は、かなり歌が多くあります。国歌も最近歌っていただくようになりまして、

本当に感激しておりますけれども、やはりそのときは無理としましても、学習発表会では歌ってもらえるのではないかなというふうに感じているところであります。年に1回でも学校で歌っていただきますと、それが5年、10年と続きますと、必ず大人になってからでも、それはいい歌であれば必ず心に残って続いていくものと思っているところであります。そして保育園の方でも覚えやすく歌いやすい、そして欲をいえば中学校の吹奏楽コンクール等でも課題曲といいますか、そういうことで演奏されるような市民歌であったら、やはりもっともっと広まっていくのではないかなというふうにも感じております。

さっき、松山市のあれで、市庁舎の退庁時のときもその歌が流れるということでしたけれども、当横手市でも、週に1日か2日ぐらいでも30分から1時間ぐらい、庁内での市民歌のBGMを静かに流すような企画も一つの方法であると思います。

いずれにしても、いい歌がつけられて、長く市民の皆さんに歌われ続ける市民歌を希望しまして、質問を終わります。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開を午後1時10分といたします。

午前11時23分 休憩

午後 1時10分 再開

○高安進一 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が欠席しておりますので、副議長が議事を行います。

◇ 柿崎 実 議員

○高安進一 副議長 31番柿崎実議員に発言を許可いたします。

31番柿崎議員。

【31番（柿崎実議員）登壇】

○31番（柿崎実議員） ニューウェーブの柿崎であります。どちらかといいますとオールドに近い会派でありますけれども、新市議会の同じ1年生議員でありますので、気持ちだけは若いつもりでありますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。壇上に上がりましたのも約7年ぶりでありますので、ちょっと一般質問の仕方も忘れてしまいました。したがって大変幼稚な質問になるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

まず最初に、新年度予算であります。我が横手市の予算、普通会計でご案内のとおり479億円、特別会計をあわせると759億円、これに企業会計を含めると実に879億円という膨大な予算であります。とりわけ旧市町村時代から引き継いだ各種特別会計に一般会計からの繰り入れによって、収支の改善に努力しておられる財政担当者を初め、関係者の皆さんに敬意を表するものであります。

さて、新市になりまして3年目、今年度の一般会計予算は18年度、19年度のいわば旧市町村時代から

の要因を含んだ予算とは違いまして、横手市総合計画のスクラムプランに基づいた、事実上の新市のスタート予算であると位置づけられるというふうに思います。そうした観点から見ますと、厳しい財政環境の中で財源の確保に努め、財政構造の改善を図りながらも、スクラムプランの着実な実行を目指した予算であるというふうに思います。県内各市が対前年度比でマイナスの伸び率となっている中で、借換債や振興基金の積み立て、あるいは臨時財政対策債などがあるものの、市街地再開発事業やくらしのみちづくり事業、地方道路整備事業、学校統合事業など、国・県支出金を活用して、市民要望であった懸案事業を進めようとする積極姿勢が見られます。

普通建設事業では、対前年度比で13.2%増、普通会計総体では2.1%増の伸び率を確保したことは、新市を展望する上で希望の持てる予算であると高く評価するものであります。

とはいうものの、スクラムプランの前期22年度へ向けた21年度までの実施計画を精査してみますと、とりわけ道路整備事業が、計画と予算の間に相当の隔たりが見受けられます。全体予算が財政計画を上回っているわけでありますから、財政計画に裏づけられた実施計画であるならば、新市住民の期待とする道路整備についても、相当の予算づけがされてもよかったのではないかというふうに思われます。

そこで、実施計画と予算との整合性の関係からお尋ねいたしますが、第1点として、実施計画どおり予算の確保ができなかった主な事業は何であったでしょうか。

第2点として、新市の住民の長い間の要望であった道路整備について、今後どのようにこたえていく予定なのか。

第3点として、前期計画の達成の見通しはどうか、この3点についてお伺いをいたします。

次に、新年度予算と横手市財政計画についてであります。

普通会計総額479億円は、横手市財政計画を9億円ほど上回っておりますが、これは地財計画では減額となっている地方交付税を、頑張る地方応援プログラム費や地域再生対策費で5億6,000万円加算して、交付税総体を1.6%増と見たこと、これに普通建設事業として、国・県支出金を上乘せたことなどによるものと思われます。しかし一方では市税収入を3億円、率にして3.9%減と見込んでおります。19年度は、見込み違いから9月議会で3億円ほど減額修正した経緯がありますから、相当慎重に見込んだと思いますけれども、課税所得が減少しているとはいうものの、県内他市では北秋田市の3.2%減となっているほかはプラス、または若干のマイナスしか見ておりません。19年度減額補正した大きな要素であった4月、5月分の税収は20年度の税収となるわけでありますから、そんなに落ち込むとは思われません。

そこで、以下4点について伺いますが、第1点として、市税収入に見込み違いはないかという点であります。

第2点として、合併特例債は14億8,000万円と言われておりますが、充当する事業は何でしょうか。財政計画では18億9,000万円と見込んでおりますが、今回見送った事業はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

第3点として、頑張る地方応援プログラム費の確保に、我が市は少子化対策プロジェクトとして応募しておりますけれども、その所要額と交付額は幾らになるのでしょうか。

第4点として、ふるさと納税についてであります。貴重な税源確保として各自治体では受付体制を準備しつつあるようですが、当市ではどのように考えているのか、お尋ねいたしたいと思います。

次に、新年度予算と財政健全化法についてであります。

ご案内のように、昨年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法が成立いたしました。21年4月から施行されることになりました。これに先立ち、19年度決算から財政判断指標の公表が義務づけられますが、平成21年には、20年度決算について実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を公表して議会に報告され、本格実施されることとなります。この結果、場合によっては財政健全化計画の作成などが求められるわけでありませう。

健全化法は、個々の自治体の事情を考慮に入れないで、統一した数値基準で評価しようとするところに問題がありますし、そもそも財政の硬直化は、政府の景気対策によって生じた公債費も多いわけでありまして、交付税を抑制して対策債など強行した責任を棚上げにして、財政監視だけを進めようとするものであります。多くの矛盾を抱えたものであることは否定できませんが、みずからを律する意味で、一つの判断基準として利用する価値はあるというふうに思います。

当市では、18年度の実質公債費比率は財政計画の19.3%を超え、20.1%となっておりますが、以下5点にわたってお尋ねいたします。

第1点として、今年度の予算は、普通会計で実質赤字比率を意識したものになっているのでしょうか。

第2点として、公営企業まで含めた連結実質赤字比率はどの程度になる見通しでしょうか。

第3点として、公社、第三セクターを含めた将来負担比率の見込みはどうでしょうか。

第4点として、これらの財政健全化のため、外部委員会の立ち上げや外部監査の導入を考えてはいないのかということになります。

第5点として、市立横手病院の増改築に当たって、その後の収支計画をどのように立てておられるのか、以上5点についてお伺いをいたします。

次に、大きい項目の2つ目として、地域自治の充実に向けてと題しまして質問をいたします。

市町村合併は、財政力の乏しい地方が知恵と力を寄せ合って、広域的に意思決定を一本化し、集権統合を図る中で効率的な行政運営を進めようとするものであったと思います。よって来る背景は、国の財政危機を地方に押しつけようとしたものであったということは、だれもが感じていたところでありませうが、私は合併問題を後ろ向きにとらえるのではなくて、まさに国の統制と関与から、住民の知恵と力で自主・自立の自治体をつくり上げ、地方分権を進めるものと位置づけ、そのためには一定規模の財政力と行政能力を持った基礎自治体が必要であると思っていたところでありませう。そんな思いから、私は新市誕生へ向けまして、郡内の8つの市町村が一体的に合併することが望ましいとして、合併協議会でその推進に努めた一人でありませう。

その際、最も気にしたことは、とりわけ旧町村の方々の不安感にどうこたえるのかということでありました。合併後も地域のこれまでの行政運営が大事にされ、利便性が確保されるとともに、地域の自治が保障されるものでなければならないと思っておりました。幸い地域局が置かれ、日常的な利便性は確保されました。また自治法上の地域自治区が設置され、区長を配置して、地域協議会や地区会議のもとに、地域の自治が展開できる体制もつくることができました。

ところが、この間ずっと見てまいりますと、市長がどんなに元気な地域づくりとかけ声をかけても、むなしく響き、不満が増幅されこそすれ、住民の皆さんの元気が消えていくような気がしてなりません。これは行政サービスの均一化を図った結果としての負担増、時を同じくした法改正による負担増、行政事務の統一化と効率化などによる戸惑い、財政健全化を目指した補助金の見直しなどが重なったという背景があることは否めません。しかしそれ以上に、均一化、一元化を急ぐ余り、これまでの地域のあり方が変わり過ぎる、そのスピードについていけない、身近であった行政が遠いものになっていくといった不安があるのではないのでしょうか。

行政が身近なところにあって住民と一緒に考える、変えるべきところは、時間がかかっても地域の住民の合意によって行われる、地域のあり方は地域に任せる、基礎自治体が大きければ大きいほど、こうした地域分権の思想を持つことが必要であると思います。地域分権は、統一化と効率性、集中統合を目指した合併の目的から見ると矛盾がある側面もありまして、難しい課題ではありますが、地域分権とは、地域自治であります。新市において地域自治区を設置したのは、まさにそこにあるのであります。

地域自治区について第27次地方制度調査会は、1つとして、住民の身近なところで身近な事務を、住民の意向を踏まえつつ処理するという観点、2つ目として、行政と住民がともに担い手となって地域の潜在力を発揮する仕組みづくりをつくっていくことが重要な希望である、こういうふうに提言をしております。1つ目が地域局主導であると思いますし、2つ目が、地域協議会や地区会議の地域自治組織であるというふうに思います。この2つが地域住民の身近なところで展開していれば、不安や戸惑いは解消され、元気の出る地域づくりができるのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、第1点として、地域自治区は自治機能を果たせるものになっているかどうかという点であります。

私は、1つ、地域自治区、具体的には地域局であります。ここに地域自治組織の推進機関としての役割を明確にして、区長の権限と決裁権を拡大すること、2つとして、予算は総務管理費の中の目としての地域局費ではなくて、款を起こして地域局枠を設けて、分権型の概算要求ができるようにすること、3つ目として、概算要求には地域協議会や地区会議を通じて反映されるようにすることなど、3点を提案するものであります。いかがでしょうか。なお地域自治区は平成22年度までの設置であります。私はその後も継続して発展、充実させるべきであるというふうに思いますが、この点はいかがですか。

第2点として、地域協議会は設立目的にかなったものになっているかということでもあります。

地域自治区の設置に関する協議書には、その10条で地域協議会の任務として、その市の施策など重要事項に関する審議のほか、地域づくりの予算の協議及び執行に関することや、地域住民の主体的なまちづくりを实践するための役割がうたわれております。この点、地域協議会が実践部隊として機能していれば住民の声が反映され、地域の個性を生かしたまちづくりが進み、きめ細かな施策を推進する中で地域の不安も払拭されるものと思っておりますが、実態はどうでしょうか。

地域協議会の委員には、無力さを感じず委員も多いわけであります。形骸化しているという声も聞かれます。現に委員の改選に当たっては、120名中の半数の57名が交代したという事実がそれを示しているというふうに思います。区長に権限がなく、要望や意見にこたえられる体制になっていないからではないでしょうか。区長の権限の拡大と地域協議会の機能化について、本庁サイドの指導と協力体制に期待するものであります。

第3点として、地域局粋事業の統一と予算の増額についてであります。

地域局粋事業は、総額で昨年の1億4,140万円から、特別支援事業としての予算措置も含め、1億6,832万円となっております。2,692万円の増額となっております。それなりに評価するものであります。しかし、それぞれ事業目的の違いは理解しておりますけれども、事業名が7項目にも分かれ、しかも本庁予算として総務費の7目と8目に分類されております。地区会議支援事業のソフト、ハード、元気の出る地域づくり事業のソフトとハード、みんなが主役のまちづくり支援事業、地域づくり活動特別支援事業、地域協議会活動事業など、似たり寄ったりの事業をなぜ本庁予算として握り締めているのでしょうか。我々が地方分権の推進のために、政府にひもつきでない一括交付金を要求しているときに、国と同じようなやり方をしているのは時代錯誤であります。地域自治組織を信頼していないと思われても仕方ありません。地域局予算として一本化して一括交付をし、その用途は地域協議会に検討させ、決裁は区長に一任するという、まさに分権型の予算とすべきではないでしょうか。さらなる増額も含め検討されることを要望するものであります。いかがでしょうか。

以上、地域自治組織について述べましたが、これはどこかの区長から聞いた話でもありませんし、区長が言った話でもありません。私の持論でありますので、誤解のないようお願いしたいと思いますが、もしかして今の私の質問の内容が、そんなことでは責任を持ってないという区長さんがおられましたら、ご意見を伺いたいというように思います。

大きい3点目として、赤坂荒沼地区の水害対策についてであります。

赤坂荒沼地区は、数年前の浸水被害の際、当局は何十年かに一度の大雨であり、そこまでは想定していない水路設計であると答えておりました。それは本当は、何十年かの大雨の想定よりも、上流部の開発の進行に合わせた雨水の受け皿として機能する水路設計にはなっていないと言ったほうが正解だったのです。その証拠に、朝日が丘団地や赤坂総合公園の造成が進むにつれ、被害が頻繁になっていることにあらわれております。最近では1年に1度ならず2度、3度と、少し強い雨が降るたびに浸水被害に見舞われているのであります。確かに市では幾つかの対策を講じてきたことは承知しておりますが、依然

として解決に至っておりません。

このたび、2,000万円ほどの予算で水路の2ルート化、荒沼のしゅんせつ、赤坂総合公園調整池の水位調節など考えている模様であります。最近では郷土館方面から流入する浸水もあり、被害の範囲は拡大をしております。予定した対策では抜本的な解決にはならないというふうに思います。少し強い雨が降りますと、ポンプを持って駆けつける身近の職員の方や、消防の方も大変気の毒であります。抜本的な解決には、107号線を横断する水路と下流域の水路の拡大が必須であると思っておりますが、この点どのように解決努力をされるのかお聞きいたします。

最後に、教育方針について伺います。

教育方針には、教育長初め教育関係者の熱意と創造が強く感じられます。とりわけ学校教育については、学力日本一を達成した秋田県教育の自信と、将来に向けた意気込みが伝わってまいります。しかし一方では、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂による、国の指針の変更による戸惑いも感じられます。100年の体系と言われる教育が、学力が少し落ちたからといって、ゆとり教育から時間締め教育へ、生きる力をはぐくむ教育から愛国心教育へ、教師の想像力を生かした教育から管理強化の教育へと変わろうとしております。早寝早起き朝ごはん、自然に恵まれた学校環境、少人数学級と、きめ細かな教師の想像力によって指導された秋田県児童の学力のすばらしさを考えれば、文科省の小手先の教育改革など、教育現場を納得させるものではないと思っております。また文科省の頭越しに教育再生会議なるものを提唱しながら途中で放棄した安倍政権の無責任さに翻弄されるほど、学校現場は暇でないと思っております。

地方分権が叫ばれる中、教育行政の地方分権も進められなければなりません。地域に合った教育、地域の教師の個性と自主性、想像力が発揮される教育こそ、教育の地方分権ではないでしょうか。翻って考えると、教育関連三法案の改正などは、時代に逆行したものと思われまます。教育長の教育の地方分権についての見解をご披露願えれば幸いです。

以上で、私の一般質問は終わりますが、最後に、今冬、例年を超えるかと思われる降雪が遅くまで続く中、2度にわたりまして除雪費を補正しながら、広大な新市の除雪作業に当たられました関係者の皆様のご苦勞に、感謝と御礼を申し上げる次第であります。

また、この3月をもってご勇退される職員の皆様には、旧市町村時代の活躍と新市誕生へ向けての大変なご努力、そしてその後の新市の基盤づくりに大きく貢献をいただきましたことにつきまして、敬意を表するものであります。ご勇退後は新市の建設と住民自治の発展のため、これまでの経験を生かされまして、それぞれの地域から応援していただくことをお願い申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。

大変ご清聴大変ありがとうございました。

○高安進一 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、新年度予算についてのお尋ねの項から答弁をさせていただきたいと思っております。

この項に限らずであります。それぞれの質問の中で、個別、具体的にわたる部分が少なからずございました。これにつきましては、後ほど担当のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、新年度予算と実施計画についてのお尋ねがございました。これにつきまして平成20年度予算におきましては、18年度から21年度までの横手市総合計画スクラムプラン実施計画の中で計画されている事業を基本に、予算化しているものではございますが、しかしながら限られた一般財源の中での予算編成作業では、実施計画に記載されている事業すべて予算化することは困難であります。特に道路網の整備事業など地域の要望が多い事業については、要望のある事業を計画書に掲載して、事業実施に当たりましては地域の実情をよく検討し、それぞれの事業に優先順位をつけて予算化したしております。平成20年度の一般会計における投資的経費は約62億円でありますけれども、計画に掲載されていながら予算化できない事業が存在することも事実でございます。そのため平成20年度で予算化できなかった事業につきましては、平成21年度以降に、緊急度や事業内容などをよく検討しながら、他事業との調整の上、実施するかを判断することになりますので、ご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

また、実施計画に記載しておりますソフト、ハードの全事業の平成20年度予算での事業化につきましては、道路関係事業など、一部、今後も調整を要する事業を除き、多くの項目で計画した事業を予算化できたものと考えております。

この項の2つ目に、新年度予算と財政計画についてのお尋ねがございました。これにつきましては、既にご案内のとおり普通会計ベースで479億でありまして、財政計画で見込んだ部分が約471億円でございますので、ほぼ同規模になっているのではないかなと思っております。

歳入におきましては、地方交付税で地域再生対策費の創出により、計画よりも8億円程度多く見込んでおります。しかし市税におきましては、財政計画で見込んでいた税収を下回る予算となりました。これは本年度の市民税の課税実績をもとに人口の減少、高齢化などにより、平成20年度も課税所得が減少するものと見込んでいるためと、本年度からの税源移譲では、改定された税率がすべて増収とはならず、市民税にさまざまな調整措置が講じられたことにより、計画した税収額に及ばないものでございます。平成20年度は、特別徴収分の積み残し分が見込まれるものの、本年度の課税実績の範囲内と考えておるところであります。平成21年度以降の税収につきましても、市民税が落ち込む中、固定資産税も評価替えのたびに減収になると見込まれ、自主財源比率は低下していくものと考えております。このため、今後はさらに地方交付税に依存する財政運営となることが予想されることから、今後の地方交付税の減額に備え、基金繰入金に頼らない財政運営を目指したいと考えております。

歳出につきましては、人件費と繰上償還を除く公債費について、財政計画で示された数値と同様な推移で減少しております。しかし扶助費については財政計画を上回っておりまして、今後は物件費、補助費、繰出金等について、財政計画に見込んでいる額まで削減するため、事務事業の見直しなど、行財政

改革集中プランを確実に実施、実行してまいりたいと考えております。

この項の中でお尋ねがございましたふるさと納税についてでございますが、税収の偏在をなくそうと創設されたものであります。平成20年度中に行われた自治体等に対する寄附につきましては、平成21年度の住民税から適用するもので、当市におきましても総務、企画、財政、市民税の各課でもちまして内部の検討チームを立ち上げました。ふるさと納税推進では、全国から寄附を募集するため、寄附を活用して実施する施策のメニュー化や、寄附の用途を明確にするため受け皿となる基金の創設、寄附申し込みの簡素化など課題もありますので、早期に募集方法等を検討して、多くの方々からふるさと納税をしていただく環境づくりをしてまいりたいと考えております。

この項の3つ目でございますが、新年度予算と財政健全化法についてでございます。

この法律の制定によりまして、これまでは地方公共団体の普通会計の決算数値のみを対象としていた現行の財政再建団体制度を改めまして、特別会計や一部事務組合、第三セクターを含めた連結ベースにて財政状況を把握し、表面に出づらいた実質的な借金や赤字を早期に発見して、健全化を促そうとする制度がスタートいたします。

平成20年度秋には、平成19年度決算指標の公表、平成20年度からは財政悪化団体の財政健全化計画等の策定が義務化されます。健全化法における4つの指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、平成18年度決算におきましてすべての会計が黒字決算となっておりますので、該当はございません。また実質公債費比率におきましては、ご指摘のとおり、平成19年度の指数の算出基準の見直しなどもございまして20.1%と、県内都市では2番目に高い数値となっております。将来負担比率でございますが、土地開発公社、第三セクターなどを含めた実質的な負債の中身を示す指数であります152.8%と、県内13市では中くらいに当たっておりまして、市の平均は155.9%ですので、平均値を若干下回る内容となっております。全市町村平均値は154.9%でございます。

当市の場合は、実質公債費比率が高い水準となっておりますが、平成20年度予算では起債の元金償還額が約72億円、起債額が約49億円と、20億円以上の起債残高の圧縮を行っております。このため実質公債費比率はピークを過ぎているものと考えております。

平成20年度予算における起債額49億円のうち、14億8,000万円は合併特例債で、過疎債が10億8,000万円、臨時財政対策債が13億1,000万円など、後年度の財源措置の厚い起債が全体の78%となっております。また健全化法における指標では、連結実質赤字比率や一部事務組合、公社、第三セクターの赤字や借入金も、将来負担比率として指標に組み込まれるため、すべての会計において健全な財政運営が必要です。公営企業におきましては、大きな投資事業が経営に与える影響を注視しながら、赤字や不良債務を出さないよう、健全な経営を目指してまいります。土地開発公社につきましては、使用済みの土地について計画的に購入するよう努めてまいります。

監査体制についてのお尋ねもございましたが、健全化法では監査の役割が大変重要となってまいります。指数が悪化し、早期健全化法団体の指定になりますと、外部監査が法律により義務化されますが、

健全な段階では監査委員の審査に付し、議会に報告し、公表すると規定されておりますので、現段階では外部監査の導入を考えておらないところであります。

この項の最後に、市立横手病院の改築事業後の見通しについてお尋ねがございました。

この横手病院におきます改築事業については、療養環境の整備、医療施設の整備等々の必要性に関して一定のご理解をいただいているところでございますが、昨今の全国的に見ても収支の厳しい医療環境の中にありまして、事業後の経営についてご心配をおかけしておりますことを、申しわけなく思っている次第でございます。

増改築によって収支に影響を与えるものの第1は、減価償却費でございます。今回の増改築事業によってふえると見込まれる建物の減価償却費は、最大で8,900万円程度と考えております。しかしながら、平成4年当時の改築事業における減価償却の一部が平成19年度で終わるため、増改築事業の減価償却が本格的に始まる平成22年度は、現在より6,300万円程度減少する見通しでありますので、実質的に現在よりもふえるのは2,600万円程度になると見込んでおるところであります。

また、医療器械の減価償却費は増改築に伴う部分で、最大で4,800万円程度ふえると予想いたしております。収支に影響を与えるものとして、もう一つは支払い利息がございますが、これは約4,000万円程度になると考えております。このほかに、維持管理にかかわる経費もふえますが、これらの経費の増に対しまして、収益では透析ベッドをふやすことによる収入の増が約2,600万、一般ドック室の増、健診センターの充実による人間ドック健診業務の拡大による収益の増が約2,100万円、消化器センターの設置による内視鏡検査などの収益の増が約3,400万円などのほか、療養環境の充実、整備により、入院や外来患者の増を図りながら、収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

これらを総合的に見てまいりますと、事業終了後の数年間は収支的には厳しい時期があると考えておりますが、医療機器の減価償却費が減少し始める平成25年度以降は、安定した運営が可能になると考えております。事業費のさらなる絞り込みをしながら後年度の負担をできるだけ抑え、新たな収益の確保を図って健全な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

大きい項目の2つ目に、地域自治の充実に向けてというご質問がございました。

その中の1点目でございますが、地域自治区は自治機能を果たせるものになっているのかというお尋ねがございました。広域合併に対する住民の不安の解消と、地域住民の生の声を行政運営に的確に反映させる仕組みとして、平成22年3月までの期間、地域自治区を設置し、その期間の半分を経過しようとしております。また特別職として、各地域自治区に区長を置き、住民の意見や要望を市政に反映させ、その地域のよさや特徴を生かした地域主体のまちづくりを進めているところであります。地域自治区の設置は初めてであり、試行錯誤を繰り返しながらの運営ではありましたが、合併直後の住民の声を市政に反映させるシステムとして、地域自治区及び区長はその役目を果たしていると考えております。

また現在、地域自治区ごとに、平成20年から平成22年度までの地域づくり計画を策定中であり、各地

域の個性が発揮できるよう、地区会議や地域協議会においても積極的な取り組みをお願いするものであります。さらに地域局と本庁の業務の見直しを行っており、区長の権限や予算も含めて、自治区としての体制整備を進めているところであります。つきましては、将来にわたり市民の声が行政に反映される協働のまちづくりを実現するために、市民の皆様にも住民自治の理念をご理解いただき、積極的に市政へのかかわりを持っていただくとともに、市といたしましても、協働の理念を具体、具現化できる体制を整備してまいりたいと考えております。

地域自治区の設置期間が終了します平成22年4月以降については、住民の総意を反映させ、方向を決めるべきものでありますが、今後の2年余りは自治区制度の終了を見据え、住民参画による市民協働のまちづくりに向けた制度の構築を図っていく所存であります。

この項の2つ目に、地域協議会は設立目的にかなったものになっているかというお尋ねがございました。

合併時に設置されました各地域自治区には、それぞれ地域協議会が設置されており、市からの諮問事項を審議していただくとともに、地域の課題を話し合い、地域が個性を発揮し発展できるよう、意見や提案を行うまちづくり機関としての役割を担っていただいております。これまでは少ないところで9回、多いところで14回協議会が開催され、総合計画基本構想や過疎計画、学校統合などの諮問事項の審議のほか、地域づくり事業や地域局提案枠の予算も、協議会での検討を踏まえ決定しておりますし、地域づくり計画の策定についても、協議会の中で検討し、作業を進めております。

しかしながら、地域自治区と同様、協働のまちづくりや住民主体の地域自治について、その取り組みに違いが出てきているところも見受けられます。しかし学校統合の跡地利用など、独自の課題について地区会議と一緒に協働し、市に提言や要望をいただいている地域や、自分たちで課題を設定し議論をいただいている地域もあり、少しずつその目的に沿った活動が行われるようになってきていると感じております。

また、今年度は協議会独自で先進地視察を行い、地域協議会の活動に反映させようと取り組んでいただいております。今後もそれぞれの地域の実情を踏まえた意見や要望を取りまとめ、積極的に市政に反映していただくようお願いするものであります。

なお、この1月に地域協議会委員を改選させていただき、約半数の方々に新しく委員に委嘱させていただきました。今後も委員の皆様のおさまざまなご意見を地域づくりに反映させながら、地域が個性を発揮できるような体制を整備していくこととしており、それには地域自治区の制度が終えた後も、現在の地域協議会の役割を担う体制は必要であると考えているところであります。

この項の3番目に、枠の統一と予算の増額というお尋ねがございました。

平成20年度の地域局の地域づくりに関する予算として、標準事業枠の地区会議支援事業3,782万円と、地域局提案枠並びに政策事業枠の元気の出る地域づくり事業1億2,250万円を計上しているところであります。特に平成19年度から実施しております元気の出る地域づくり事業につきましては、平成19年度

の1億円から2,250万円を増額しており、地域づくりに、より積極的に取り組んでいただくとともに、安全・安心、住みよいまちづくり特別事業を実施し、市全体として市民要望に迅速に対応する体制を整えてまいります。

地区会議支援事業につきましては、地区会議で話し合い、主体的に決定するソフト事業と、地区会議で要望を取りまとめ、優先順位を協議、決定し、地域局で実施するハード事業があり、どちらも地域住民による主体的なまちづくり活動の実践を支援し、市民協働のまちづくりに資するものであります。そのため地域の要望を取り入れながら、地域全域の活性化を見据えた元気の出る地域づくり事業とは位置づけが異なっており、予算上も区別して措置しているものであります。しかし、どちらもその目的は地域づくりであり、また事業内容も関連していることから、執行に当たっては、より効率的で大きな成果が発揮できるよう柔軟に対応してまいります。

大きな3番目の赤坂荒沼地区の水害対策についてお尋ねがございました。

ご指摘にありますとおり、昨年たび重なる水害に見舞われました当地区の水害対策につきましては、新年度予算の政策枠として、水害解消のための予算を計上いたしているところでございます。その主な対策は、雨水が多量に流入する荒沼については、昨年度に引き続きしゅんせつを行い、貯水機能を向上させるとともに、赤坂公園の調整池に水位調整ゲートを設置して、流出水量を調整する予定であります。また、ゆあさ整形外科前の水路に集中している排水を朝日が丘中央排水路に分水して、2ルートで流下させようとするものです。それによって、現在より水害が緩和されることが期待されているところであります。

なお、下流にあります国道107号の横断部では郷土館地区などからの流入もあり、水量が集中するため、水路断面が小さく流下に支障を来す状況であります。この横断断面の拡幅改修については、国道管理者であります県に既に要望しておりますが、今後も重ねて強く要望してまいります。さらには、その下流の排水路についても整備が必要なことから、今後、現地調査などにより排水計画を作成するとともに、流末の頭無川についても、管理者であります県と協議してまいります。市民が安全・安心に生活できるよう、抜本的な水害の解消を図ってまいりたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

○高安進一 副議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 教育方針とかかわって、教育の地方分権に対する考えというお尋ねがございました。

皆さんご承知のとおり、平成18年12月、60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。これにより学校教育法の改正が行われました。

この学校教育法の改正に伴い、学習指導要領も改訂されることとなり、この2月でしたが新学習指導要領案が発表されました。この中で特に強調されたのは、基礎、基本の徹底、これらを活用しての思考力、判断力、表現力を高めること、さらには学習意欲を高めることであります。議員お尋ねの今まで

の生きる力の理念は、国においてはどうなったのかという関連のご質問がありましたが、文科省は生きる力の理念は変えない、手だてを変えるのだという話でございました。私の感想としては、言うはやすく行うは難しい話だなという感想は持ったところであります。

しかし、幸い秋田県においては皆さんご記憶の当時船川水産の船川丸の事件がございまして、そのことを大変大きな教育の課題の中で解決すべき問題ととらえて、昭和60年代の初めから心の教育、その中核としてのふるさと教育というのが、私たちの教育の中ではやっぱり大変大事だということで、小・中・高、学校共通実践課題として、学校教育の指針という冊子が全教職員に渡っているわけですが、一番扉の部分で学校共通実践課題というので、ふるさと教育の実践というのを2ページにわたって掲げてあります。そのことでもって、それが学校教育の柱になっているという事実がございまして、前の総合的学習の時間などが国から示されたときにも、秋田県は全然微動だにせずに入っていたという感想を私は持っておりますが、その共通実践課題であるふるさと教育の実践というのは、多分来年の指針からも抜けないで柱としてあると、そういうことを考えたときに、生きる力の理念というのは堅持できていくものではないかなというふうに考えているところであります。

学習内容の面でも、その改訂の中には、特に各教科における言語活動を大事にすることも新たにつけ加えられました。当横手市での改訂への対応ということに関しては、この改訂の前に既に教育方針でも述べましたように、国語力の向上に関する研究を進めています。これは各教科における言語能力の向上を目指したもので、学力向上の視点からも横手市の子供の実態からも、極めて有効な研究と考えております。

また、小学校5、6年に週1時間の英語活動の時間が設定されることになりましたが、合併後市内の小学校では、既に英語活動の時間を設定し、年間数時間の英語活動を実践してきております。平成20年の秋には、増田小学校において英語活動の研究の成果を公開することとしています。小学校英語活動の充実を期して外国人の英語指導助手、ALTも8名から9名に増員し、市内各小学校で組織的な学習がスムーズに行えるよう、十分に支援をしてみたいと考えております。

また、特別支援教育の充実というのも上げられておりましたが、普通学級、特別支援学級等で支援が必要な児童・生徒をサポートする生活サポート員の配置も、他市に先駆けて手厚く配置しておるところであります。このように横手市の児童・生徒の実態を把握し、国・県の動向を察知し、横手市の児童・生徒の実態に合った効果的な教育施策を実施していくことが、まさに教育の地方分権に対応する地方行政のあり方ではないかと思っております。

また一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正も行われ、教育委員会の責任体制が明確化されました。教育委員会がみずから管理施行すべき事務も明らかにされ、委員会活動の自己点検及び評価の内容を議会へ報告することとなりました。これらの国の動きに対応して、現在、例規を含め教育委員会の事務のあり方を検討しておるところであります。教育委員についても保護者の選任が義務化されましたが、当市では既に保護者を含む教育委員会体制にしております。

また、市町村教育委員会においては、指導主事の設置に努めることが明確にされました。本市では国語、社会、算数（数学）、理科、英語の5教科の指導主事5名のほか、特別支援教育専任の指導主事1名を配置しており、県内でも最も充実した市町村の一つとなっております。県費負担教員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき行うこととなり、これまで以上に権限の幅が広がり、分権による市町村教育委員会の主体性が問われることとなります。

市の指導主事訪問、教育長訪問、学校評価に関する校長面接等を実施する中で、各学校の経営状況を的確に把握し、施策に反映できるシステムが何より必要と考え、合併以降その充実を図ってまいりました。おかげさまで、全小・中学校の教職員の意識も向上し、新市における各学校の一体感も醸成されてまいりました。先を見据えて準備を怠らない姿勢を持ちながら、横手市の子供の実態に合った的確な施策、社会の動きに敏感に反応する施策を実施していくことが、地方分権の時代にふさわしい教育を提供していくことになると考えます。今後も教育目標達成のために、具体的な方策のもと、力強く進んでまいりますので、よろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○高安進一 副議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 私の方からは、スクラムプランと予算についての関係についてお答え申し上げます。

この前、建設部長も申し上げましたが、このスクラムプランは、作成段階で、でき得る限り捨てないで計画にのせましょうという観点で実施計画をつくってございます。そういう観点上、限りある財源では、この実施計画どおりには当然予算化できない項目もたくさんございます。それで、この実施計画の達成見込みはどうなんだというご質問ですが、そういう関係上、すべてこれは18年から21年までの実施計画であります。すべて予算化してやると、そういうのは到底困難だろうと思います。しかしながら、今、制度上の扶助費がすごく伸びておる中で、そのしわ寄せといえはよろしいでしょうか、建設事業費にどうしてもしわ寄せが入りがちであります。そういう関係上、これからは何が大切で何を先にやるべきかそういうことを念頭に入れてこの実施計画も、そういう関係上、ローリングしていく必要があるだろうと、そのように思っておるところでございます。

それから、税収に見込み違いがないのかというご指摘でしたが、去年3億もの大金を減額補正させていただきまして、大変恥ずかしい思いをしたところでございます。そういう関係ではないんですが、本年度予算は結構シビアに計算したつもりでございます。ご指摘のとおり、特徴の5カ月分の9,000万円も組み入れましてそれで計算いたしました。税源移譲の所得変動にかかわる部分の減額や、住宅ローンの減額等を計算してみますと、19年度ベースに落ちつくのではないかなと、そういう見通しで20年度予算化してございます。

それから、頑張る地方応援プログラムのご質問がございました。

頑張る地方応援プログラムの延長保育あるいは学童保育にかかわる事業で、事業費が約2億8,000万円、国・県のほうに事業費で要望してございます。ただ、これにかかわる特別交付税の算入分は、上

限が3,000万円と決まっておりますので、2億8,000万円の事業費を行ってはおりますが、算入額は3,000万円だと、そういうことでございます。

以上でございます。

○高安進一 副議長 総務企画部長。

答弁は簡略にお願いします。

○鈴木信好 総務企画部長 地域自治の充実に向けてのところで、区長の決裁権限の提案、それから款を設けること、それから概算要求、それから本庁予算として縛りつけておかないほうがいいのではないかということがありました。

区長の決裁権限については、自治区業務の中では、今ほば副市長と同じような権限ですので、その中でできるというふうに思います。款につきましては、目的別に設定されているものでありますので、款でなくても予算化は大丈夫だというふうに思います。それから要求につきましては、地域協議会、地域局、区長も含めまして、その中で協議されたもので予算は要求されておりますので、今後もそういうふうに処理していきたいというふうに思います。それから本庁予算として縛りつけているのではないかとということではありますが、予算としては一体でやっていますけれども、配当をそれぞれの地域局に配当しておりますので、執行については、それぞれの地域局でできるようにしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○高安進一 副議長 財政課長。

○柴田恒宏 財務部財政課長 合併特例債に充当している事業内容ということでございましたけれども、平成20年度、14億8,000万のうち、朝日地区交流施設に3,570万円、それから横手駅前活性化対策事業に1億3,860万円、それから駅前のまちづくり交付金に1億9,530万円、それから振興基金積み立てに3億8,000万円、それから水道事業統合事業の出資に1億5,700万円、それから大森小学校の建設に7,460万円、横手病院の増資に対する出資に4億9,880万円で、トータルで14億8,000万円充当しております。

以上でございます。

◇ 上 田 隆 議員

○高安進一 副議長 29番上田隆議員に発言を許可いたします。

29番上田隆議員。

【29番（上田隆議員）登壇】

○29番（上田隆議員） 本日のラストバッターとして登壇いたしました、さきがけの上田でございます。ちょっとこれからつらい時間帯に入るわけでありましてけれども、しばしの間おつき合いのほどをお願いいたします。

それでは早速でありますけれども、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

初めに、市長の施政方針について伺います。なお、この項では①、③はあわせて質問し、その後②に移りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

本年度の一般会計当初予算は、前年度当初に比べ9億8,400万円、2.15%の増で、初めて各部局の枠配分編成となった前年に引き続き、枠配分方式による分権型予算編成となりました。市長は施政方針の中で、市政の最大の課題である雇用の創出を図るため、これまで進めてきた自動車産業の誘致に、より一層の力を注ぎたい、またふるさとスクラムプランに基づき自動車産業強化事業、元気の出る地域づくり事業、食と農からのまちづくり事業の3事業を重視したいと抱負を述べました。私はこれらの事業の順調な展開を心から期待するものであります。

本年度当初予算の一般会計歳入のほうでは、地方交付税が大幅な減額の可能性があったわけですが、国からの新たな地方再生対策費の追加もあり、結果的に3億円増ということで難を逃れた形になっておりますが、全体では一般財源不足となり、財政調整基金から11億円を取り崩し繰り入れたことが大きな特色であり、歳出のほうでは人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費が歳出全体の53.5%を占めることが大きな特色であり、また問題だとも思っております。

そこで市長に伺います。

臨時財政対策費を加えた実質的な地方交付税の推移を見ますと、平成17年が前年比1.2%減、18年が前年比4.2%増、平成19年こそ前年比5.3%と下がったものの、本年度も0.6%減の微減であります。合併協での財政計画や、昨年新たに策定した財政計画に比べて、これまでの私たちの心配をよそに、実質的な交付税は予想以上に良好に推移してきていると思われまます。にもかかわらず、予算編成のたびごとにぎりぎりの状況に迫られていることをどのように見ておられるのか、まず当局にお尋ねをいたします。

また、財政計画によりますと、平成19年から平成28年までの期間、地方交付税の減少見込み額をマイナス38億8,300万円、パーセンテージにして20.9%としています。1年当たり3億8,000万ずつ下がっていくとの見通しですが、大変大きな金額であります。このことによる市政に及ぼす影響とその対策についてお聞かせください。

次に、プライマリーバランスについてですが、国では歳入歳出一体改革ということで、2011年までにプライマリーバランスを黒字化すると宣言し、財政運営上の大きな目標としておりますが、赤字国債と公債費を抜いて歳出入が釣り合うことがプライマリーバランスとする国の考え方は、市の財政には通用しないわけでありまます。しかし同じ発想で、繰入金を必要としない状態で歳入歳出が釣り合うことが、市の財政におけるプライマリーバランスだとするならば、少なくとも本年度予算は、まだプライマリーバランスは赤字だと定義づけられるわけでありまます。

繰り入れた財政調整基金の当初予算後の残高は、あと16億3,700万円しか残っておりません。財政計画では、平成21年、来年度当初予算に10億4,000万円を予定し、その後、平成22年から24年までは繰り入れしないという計画であります。財政調整基金をこれ以上取り崩せないための非情な措置のように

も見受けられますが、市債の発行も制限されている中、やむを得ない措置なのでしょうが、しかし、このことによる市の財政運営や市民の生活に及ぼす影響がどれほどのものになるのか、大変に懸念されるところであります。この点についての市長の所感をお聞かせください。

次に、過疎債についてであります。財政計画では過疎法が平成21年で切れるため、平成22年以降計上されておりません。これまで市の財政上、大変大きな比重を占めてきた過疎債だけに、これが更新されるか否かは大変大きな要素だと思っております。更新されるのか、あるいはなくなるのか、それとも何かほかの代替する施策が打ち出されるのか、その見通しをお聞きいたします。

次は、財政計画における投資的経費についてであります。

財政計画では、向こう10年間で総額699億円の事業計画が立てられております。主な建設事業では新庁舎建設事業30億円、学校統合事業193億7,000万円、まちづくり交付金事業56億3,000万円、市街地再開発事業54億6,000万円、ごみ処理統合施設整備99億5,000万円など、数多くの大型事業が集中して予定されているわけですが、現在の財政状況の中で、そして今後の市財政を取り巻く厳しい状況を考えたとき、果たしてこれらの事業は予定どおり実現できるのだろうかという思いに駆られるわけがあります。市当局においては、これらの事業の実現可能性についてどのような見通しを持っておられるのか、その見解をお伺いいたします。

次に、②の行政経営改革室の取り組みについてであります。当市では平成18年9月に行財政改革大綱を策定し、市民に必要とされ、永続性のある市役所を目指すの理念のもと、行政経営改革室を設置し、その実を上げるべく頑張ってきているわけであります。既に取り組み項目は214項目を超えたということで、その項目の多さに驚くわけですが、特に指定管理者制度の活用や市民との協働への対処、事務事業の見直しといった分野では、力を発揮していると評価するものであります。

そこでお伺いいたします。

初めに、職員の意識改革から取り組んだということですが、これは大変大きな重要なテーマであったと思います。これまでの経過とその達成度はどのくらいと認識しているのか、把握しているのかについてお聞かせください。

また、行政改革大綱の策定時の想定と現在とでは、大きく乖離が生じているとのことですが、その見直しの方向、それから民間委託の推進など、未着手の課題への今後の対応についてもお尋ねいたします。

2番目に移ります。

次は、自治体財政健全化法への対応についてであります。

夕張市の財政再建団体への移行をきっかけとして、自治体への早期是正措置の必要性や、特別会計や企業会計を含めた指標の必要性、そしてフローだけでなく、将来に向けたストック指標の必要性などの課題が提起され、昨年6月、自治体財政健全化法が公布されました。これまでの財政再建制度を抜本的に50年ぶりに見直すものであります。

この法律では、財政状況の判断のため4つの財政指標が設定されております。普通会計の実質赤字比率に加えて、公営企業まで含めた赤字の比率である連結実質赤字比率、債務残高の財政負担を示す実質公債費比率、公社や三セクまで含めた将来的な税負担を示す連結将来負担比率の4つであります。そしてこれらの指標の悪化状況が、第1基準、早期健全化基準を超え軽度の場合には財政健全化計画を、悪化条件が第2基準、財政再生基準を超え重度の場合には財政再生計画を策定して、財政の健全化を進めなければならなくなったのであります。

そこでお聞きしたいのでありますが、どの程度の財政状況で、自治体に対し健全化計画や再生計画を求めるのか、その基準や算定方式が問題になるわけでありましたが、最近各自治体に通達してきているとのことですので、その基準や算定方式について簡潔にお知らせください。

次に、このたびの法制は、平成19年度の決算数値から自治体の財政状況の判断指標が公表され、平成20年度の決算数値から制度の適用になるようであります。既に待ったなしの状況を迎えていると思われませんが、当市として、これまでこの4つの指標について推計しているのであれば、その数値をお知らせください。また全会計ベースでの決算で指標を出さなければならないことにより、従来の決算数値とは、状況によっては大きな差が出てくるのではと懸念されるわけでありましたが、その影響の度合いをどの程度と見通しているのか、お尋ねいたします。

3点目として、財政運営体制についてであります。

全会計ベースでの決算を打たなければならないといった場合に、これまでの財政運営体制で対応できると考えているのでしょうか。今後は相当に日常的なチェック、広範な目配りが必要だと思いますし、またそのためのスタッフも必要になると思われますが、市としてはどのように考えておられるのか伺います。

最後に、公営企業、公社、三セクについてであります。

いずれも市政にとっての大きな柱であり、規模も大きく、市民生活にとって密接不可分な領域でもあります。しかしまた、それだけに、それぞれに問題を抱えている部門でもあるわけでありまして。市の財政運営の意味からも、そして自治体財政健全化法の施行を前にして、これらの抜本的な見直しは絶対に避けて通れないことのように思われますが、市当局としてどのような方向をもって対処されようとしているのか、その見解をお尋ねいたします。

次に、品目横断的経営安定対策についてお伺いいたします。

昨年4月から、戦後農地改革以来の農業改革とのふれ込みのもと、この対策を中心として農業政策の大きな転換が図られたわけでありまして。この経営安定対策の特徴は、第1に、対策の支援対象を、これまで全農家一律だった施策から意欲と能力のある担い手に限定したこと、第2に、支援内容が、個々の作目に注目した支援から経営全体に着目した政策に一本化したもので、そのねらいは農業、農村の基盤強化、とりわけ国際競争化の大きな変革の中にあっても持続できる、足腰の強い経営体の育成を目指した、多分に所得政策的な色彩の濃い対策であると私は思っております。

当市では、この経営安定対策の推進のための努力が功を奏し、昨年度、集落営農組織が73組織、認定農家557戸と、約40%の集積率となり、当初目標を大きく上回る結果を出すこととなりました。今年度もさらに30集落営農の立ち上げと、既存集落営農組織の法人化に向け、県やJAなど関係機関で構成するアクションサポートチームを中心に、強力で推進していくとしております。経営安定化対策がスタートして1年が経過しようとしておりますが、まだまだ集落営農組織も組織されて日も浅く、その組織基盤は脆弱なものがあると思います。今後、組織の運営や経理などの体制を整備し、経営基盤を確固たるものにしていくには、これから行政の力強い支援が必要であると考えます。当市では立ち上がった集落営農組織を、今後具体的にどのように支援していくつもりなのでしょうか、今年1年の実績も含めてお伺いいたします。

また、集落によっては話し合いが進展しない、規模要件に満たないなどの理由によって、この対策に加わっていない集落が多数ありますが、市ではこのような加入できなかった集落の立ち上げ、また加入できない農家の対策に向け、どのような努力、施策を講じるつもりなのでしょうか、お伺いいたします。

集落営農組織が直面している大きな問題の一つに、運営資金の問題があります。米にしても大豆にしても、近年は生産物の生産が長期化してきており、その間をつなぐ運転資金は組織には必須のものとなっております。県では独自の運転資金を創設してフォローしておりますが、当市としても独自に運転資金の貸し付けを創設するなり、利子補給などによって集落の負担を軽減する考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

次に、経営安定化対策における担い手についてであります。対策では400ヘクタール以上の認定農業者、20ヘクタール以上の集積を図った集落組織が加入要件だとして進められてきました。私はこの加入要件については、一応の農家や集落に対する線引きでしかなく、現在のような低米価であれば、特に大きな意味はないように感じておりますが、経営対策を進めていくには、現状の中からあるべき担い手の形を絞り込んでいく必要もあるわけであり。担い手については、私は大きく分けて、認定農業者などの大規模農家、集落営農組織、農業経営に意欲のある農業者だけによる生産組織という、3つのタイプの担い手があると思っておりますが、当市としては今後、将来に向けてどのような経営体をどれだけ育成する計画を描いているのでしょうか、市当局の見通しをお伺いいたします。

次に、担い手と複合経営との関係についてであります。

横手市においては、圧倒的に水稲プラス大豆の営農類型が多いわけであり。現在は産地づくり交付金等にも支えられ、大豆はある程度の収益を確保できておりますが、今後もこの形だけで十分な農業所得を確保していくと考えるのは安易であると思います。横手市の農業産出額は280億1,000万円、このうち米の占める割合は49%で137億2,000万円、野菜は17%で45億3,000万円、果樹は14.8%で41億4,000万円となっており、県内では比較的米の比重が低く、複合作物の生産が活発な地域ではあります。今後経営安定対策を成功裏に導く上では、もっともっと野菜、菌タケ類、果樹などの複合作目を強力に拡大する必要があるのではないのでしょうか。複合分の推進について、市ではどのような見解を持っておら

れるのかお伺いいたします。

この項の最後は、法人化についてであります。

私は、この経営安定対策が示されたとき、果たしてこの対策で現在の農業は変われるのだろうかという疑念を持ちました。これまでの数々の農業政策でもそうでしたが、今回の政策でも抜け落ちているものがあると思っていました。それは若い農業後継者の位置づけであり、彼らをこの政策の中にどのように取り組もうかとする視点でもあります。安全・安心な農産物の生産、低コスト化、大規模化、複合経営の推進、法人化といった農業を取り巻くキーワードを考えると、まず何よりも必要なものは若者のパワーであります。今回の対策の中にもそれが余り見えてこない、現在の高齢者だけの対応になっていることは非常に残念でありますし、この対策の先行きを危惧するものであります。

現在の農業情勢が続くとするならば、いずれ個別の大規模農業者はリタイアを余儀なくされますし、集落営農組織にしても、存続していくにはいろいろな困難が予想されます。組織の永続性を考えますと、法人化は残された有力な選択肢ではありますが、その法人化にしても、若い農業後継者の存在を抜きにした発展は考えられないのであります。市当局には、このたびの経営安定対策に向けての若者への対応をどのように考えておられるのか、そして5年後の法人化に向けて集落組織をどのように導こうとしているのか、その見解をお尋ねいたします。

最後に、限界集落への対応について伺います。

このテーマについては、昨年3月定例会で木村議員が取り上げております。私は、そのとき初めて限界集落という言葉、概念を知ったのでありますが、余りに実態をぴったり、そして深刻に言いあらわしているネーミングに、ある意味、軽いショックを受けました。それは私たちが日常の会話の中で、集落の活気が失われていくさまや、これからこの地域はどうなっていくのだろうかという漠とした不安が語られることが、最近は多くなっていたからであります。私たちの周囲を見回しますと、とどまることのない人口減少、人口流出があり、少子高齢化の進展は早まるばかりであり、なかなか景気が上向かない中での就職難や、企業の非正規雇用という厳しい現実、そのことによる若者の結婚難などは、地域の人口の増加を強く阻害しております。このままではこの地域はどうなるのだという懸念は、もはや杞憂とは言えないのであります。

限界集落とは、65歳以上の高齢者が50%を超える集落とされ、過疎化や高齢化の進展に伴い、今、全国で急速に増えており、冠婚葬祭などの社会的な共同生活の維持が困難となり、やがて消滅に向かうと見られている集落であります。2006年の国土交通省の調査では、全国の過疎指定を受けている775市町村の6万2,271集落のうち、限界集落は7,873集落あり、全体の12.6%を占めております。また限界集落に次ぐ状態を準限界集落と称し、55歳以上の人口比率が5割を超える場合とされ、共同体の機能は維持しているものの、跡継ぎの確保が難しくなっており、限界集落の前段階と定義されています。確かな統計はありませんが、予備軍に当たる準限界集落となると、相当広範な地域が該当することが予想されますし、また限界集落との間にわずか10年のタイムラグしかないことに注目し、対策を急がなければなら

ないのであります。

我が秋田県は、全国でもトップクラスの人口減少県であり、少子高齢化の進んだ県であります。県でもその深刻さを踏まえ、新年度、住民らが取り組む集落の活力向上策を支援するとして、限界集落化を未然に防ぐねらいの農山村活力向上モデル事業費を初めて予算化しました。我が横手市も既に11の行政区で限界集落となっており、置かれている状況は県と変わりなく、今後早急に対応策を考える必要があると考えます。

市長は昨年、木村議員への答弁の中で、今後集落の人々が住み続けると選択したのであれば、そうした集落にはさまざまな対策を考えていかなければならないと前向きな見解を示し、また福祉環境部と産業経済部の連携の中でこの問題を検討していきたいと答弁しております。市当局は今後、限界集落化へどのように対応してゆくのか、また未然防止への取り組みについてどうするのか、これまでの検討や対策をあわせてお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○高安進一 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございますが、幾つか個別にわたる話もございましたので、担当から後ほど詳しくお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、プライマリーバランスについてお答え申し上げたいと思っております。

これまで三位一体改革の中で進められてきました地方交付税の削減が、平成20年度におきましては地方再生対策費の創出で、交付税総額が微増ということの状況の中で、3億円ほど今年度よりも上回る186億円の交付税を計上しているわけでございます。しかし、ご指摘のように財調から11億円を繰り入れた編成ということでございまして、基金の取り崩しなしの財政運営というのが実現できていないわけでありまして、この後、一般財源の歳入額の範囲内での予算編成が可能となるように、全事業についての評価を行い、事業の統廃合を含めた見直し作業が必要であるというふうにご考えておるところでございます。

この項のふたつ目に、行政経営改革室の取り組みについてお尋ねがございました。

昨年の春から、民間経営のすぐれた部分を一層市政に取り入れようということで、新たに行政経営改革室を設置いたしたところでございます。中心的に取り組んだ具体的な改革といたしましては、第1に、経営の仕組みの導入でありますし、第2には、議員のご指摘にもございました職員の意識改革の取り組みでございました。仕組みの導入といたしまして、10万人規模の自治体として迅速なトップマネジメント機能を強化するために、定例的に政策会議や春と秋の幹部経営会議を開催するほか、これに連動する組織目標管理シートを用いた各部署での対話活動などを行っております。

職員の意識改革については、民間で導入いたしております経営品質向上活動を通じ、職員の意識改革を図っていくほか、人材育成基本方針に基づき職員研修制度を充実させるなど、新しい時代に向けた人

材育成に努めております。今回取り組んでおります行政経営理念と市職員の行動指針の策定活動は、経営の仕組みと意識改革の2点を統合した取り組みでありまして、組織経営における基本的な価値観や精神を表明することにより、職員が市役所の社会的役割や責任を明確に自覚し、また組織の一体感をより一層高めながら目標に向かっていこうとする活動であります。いずれにいたしましても、今後、より重要なことは、これらの継続性にあるというふうに考えているところでございます。

大きな3番目の品目横断的経営安定対策についてでございます。

これは、午前中の高橋議員の質問にも答弁申し上げたところでございますが、さまざまな課題の指摘があるところでございます。これに向けまして、この問題点等々を農政事務所、県に対して申し上げながら、改善の取り組みを行ってきたところでございますが、20年度においては、これらに伴う問題点を大きく見直した対策というものを実施することにいたしまして、これも午前中申し上げましたけれども、具体的な説明活動、普及活動、啓発活動を行ってまいりました。今後とも、さらに詳しく農家の皆様にお知らせをしてみたいと思っております。

いろんな課題があるわけでありまして、これも議員ご指摘のとおり、米プラス野菜、あるいは花卉などの複合系作物の作付拡大を図っていかなければ所得確保が難しいというのは、まさしくご指摘のとおりだと思います。現在、集落営農組織の中には県の指導をいただきながら、地域に合った複合経営戦略作物、ミニカリフラワーであるとか小菊であるとかを定着拡大させまして、高い収益性になるような取り組みをしている1集落1戦略団地推進事業を導入しているところでございます。このような取り組みを大いに支援してまいりたいと思っておりますし、また組織をまとめるリーダーがいない等々の問題につきましても、これまで延べ12回、農業塾を開催いたしまして、さまざまな意見、要望、苦情に対しての相談活動等々、あるいは経営指導を実施してまいりました。この後も問題点の解決に向けて農業塾を開催し、さまざまな支援をしていきたいというふうに思っております。

担い手後継者の問題につきましても、これもなかなか若い方の確保、掘り起こしが難しい状況下にあるのは全くそのとおりでございます。午前中の高橋議員のご質問にございましたけれども、せっかく入ってきた方々の離反を、あるいは意欲をなくすことをないようにするためにも、新しい研修だとか、そういうことも必要なのかなど、そういう応援も我々として考えてやっていかなければならない、そのように思っている次第でございます。また若い経営者の掘り起こし対策は、その前段で大変必要な対策だというふうに思っております。知恵を絞りながら頑張ってみてほしいというふうに思います。

それから、法人化に向けての誘導につきましては、さまざまなそれを達成するための問題点も多いわけでありまして、国でも5年間の延長ということも位置づけておりまして、我々もこれに合わせまして、より確実な法人化に向けての方向性というものがどの辺にあるのかということを探りながら支援していかなければいけないと、このように思っている次第でございます。

最後の限界集落への対応でございます。

これにつきましては、コンパクトシティというような、生活機能の充実した地域への移転という手法

を考える向きもあるわけでありまして、地域によっては実情が異なるわけでありまして、長年住みなれた地域で生活できるような施策を望む方が多いというふうに私どもも思っている次第でございます。

このようなことから、市としては、まず高齢者の方々に対する支援策といたしまして、昨年10月から三又地区におきまして、健康の駅事業の一環として、高齢者の寄り合い場づくり事業を実施いたしております。この事業は健康づくりを切り口として、地域の方々のコミュニケーションの醸成を図り、日常生活の中で地域が緊密な関係のもとに、安心して暮らすことのできる地域づくりを応援しようとするものでございます。現在は三又地区1カ所でございますが、秋田看護福祉大との連携によりまして、活動支援地域の拡大について検討してまいりたいと、このように思っている次第でございます。また、そこに住む人々にとって元気と自信が生まれる有用な取り組みとして、山内地域においては田舎暮らしに触れてみたいという都会の人々との交流も行っております。今後、対症療法とともに、地域の特徴を生かした方策を検討してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

いずれにいたしましても、議員からもご指摘ございましたけれども、これはさまざまなセクション、福祉にとどまらず、産業振興等々も含めた、農業関係等も含めました、さまざまな観点からのアプローチがやはりどうしても必要なのかなと思っておりますのでございます。まだ具体的な、これはという解決策を見出すまでには至っておりませんが、個別の事例の調査、あるいはヒアリングをする中で、それぞれの地域に合った計画というものを計画していかなければならない、そしてそれを少しずつ実践するような方向で考えてまいりたいと思っております。議員からも具体的な解決策についてのご示唆を賜ればと思っている次第でございます。よろしく願いいたします。

○高安進一 副議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 私のほうから、大きい1番目の中で過疎法のことにお尋ねがございました。

過疎法が今後どうなるのかということだろうと思いますが、その話題、情報等はまだ全然入っていないわけなんです、ものすごく関心を持ってございます。横手市の場合、合併いたしまして純然たる過疎でなく、みなし過疎になってございます。それで廃止になるのか廃止にならないのか、まだ全然議論が見えておりませんが、もし存続するのだとすると、どういう形で存続になるのか、果たしてみなし過疎の場合は没になるのか、そこら付近の内容についてもものすごく関心がありますし、興味を持ってございますので、情報を集めるとともに、訴えるところはぜひ訴えていきたいなど、そのように思っているところでございます。

それから、大きい2番目の財政健全化法のことについてお尋ねがございました。

この制度の1番目として、概要についてお尋ねがございました。ご承知のとおり、昨年6月に財政健全化法が成立しました。これまでは自治体の普通会計ベースの数値のみを対象にしておりました制度を改めまして、特別会計や一部事務組合、あるいは第三セクターを含めた連結ベースにて財政状況を把握し、いわゆる表面に出づらいた実質的な借金や赤字を早期に発見しまして、健全化を促そうという目的の

法だろうと思います。この健全化法の施行に伴いまして、四つの指標を監査委員の審査に付した上で、議会に報告して公表しなければならないこととされております。

そのひとつ目が実質赤字比率、普通会計の赤字額の比率でございます。それから2つ目が連結実質赤字比率、特別会計等全会計の赤字比率でございます。それから3つ目が実質公債費比率、公債費負担の割合でございます。それから四つ目として将来負担比率、これは特別会計のみならず公営企業あるいは一部事務組合、あるいは第三セクターを含めた実質的な負担の比率でございます。

これら四つの比率を受けまして第1段階、財政の早期健全化、いわゆるイエローカードでございます。イエローカード、これが実質赤字比率が11.25から15%以上の場合、それから、連結赤字比率が16.25から20%以上の場合、この間があるのは各市町村の財政規模によって違うということでございます。それから実質公債費比率が25%以上、将来負担比率が350%を超える場合に財政再建計画を定めまして、議会の議決を得て公表するとともに、総務大臣、知事へ報告しなければならないことになっております。

続きまして、第2段階として財政の再生、いわゆるレッドカードということですが、この場合は実質赤字比率が20%、連結実質赤字比率が30%、実質公債費比率が35%を超える場合には、いわゆる財政再生計画を定めまして、議会の議決を経まして公表して、総務大臣に協議して同意を求める、いわゆる赤字再建団体の道を歩むことになろうかと、そういう状態でございます。

次に、2番目として、従来の財政運営との違いにつきましてご質問がございました。

これまで地方公共団体が財政が破綻したことを示す基準としましては、普通会計の決算ベースの赤字比率が、市町村で20%以上になる場合が赤字再建団体の申し出をしまして、総務大臣に申し出をしまして、認めた後に初めて赤字再建団体となることとなります。このため普通会計が黒字でも、企業会計と連結した場合には赤字自治体となる自治体が多数想定されまして、財政破綻を早い段階に食い止める統一した基準づくりが急がれていたところでございます。

従来の財政再建法では、このように財政状況の詳細な公表がされておられない場合には、破綻して初めて市民が知るような状態となります。その結果、保育料などの使用料、または国保税の引き上げ、あるいは市民負担の増加は避けられない状態となり、当然、市単独事業は大幅に縮小されるとともに、環境、福祉、教育などの市民サービスにも著しい影響が予想されます。財政健全化法の施行によりましてこれらの指標を整備し、議会にてご審議をいただきながら情報開示を徹底いたしまして、そして市民の皆様にも積極的に行政に携わっていただくことによりまして、自主的な財政努力による財政の早期健全化が図られまして、財政の再生が実現できるものと期待するものでございます。

最後に、行財政運営体制の見直しにつきましてご質問がありました。

最初に、財政健全化法に示されておりますさっきの四つの指標について、横手市の現状について申し上げます。ひとつ目の実質赤字比率とふたつ目の連結実質赤字比率については、18年度決算においてはすべての会計が黒字となっておりますので、該当はございません。

続きまして、三つ目の実質公債費比率ですが、平成18年度決算をもとにした比率で20.1%と、県内の

13の市では2番目、全県の市町村では4番目に高い数値となっておりますが、過疎債など有利な起債に現在努めております。また起債残高も圧縮に努めておりますので、このピークは過ぎたものと思っております。ただ、これから学校統合等大型事業も控えておりますので、そこら付近の財政計画はきちんとしなければならないのかなど、そのように思っておるところでございます。

続きまして、四つ目の将来負担比率ですが、土地開発公社、第三セクターなどを含めた実質的な負債の割合を示す数字、横手市の比率は152.8%、県内13市では中ほどでありまして、全県の全市の平均は155.9でございます。若干下回る数値となっております。今後の財政運営につきましては、本年度作成しました横手市財政計画を基本に、各種長期計画との整合性を図りながら、今後とも持続可能な財政の健全化に取り組んでいきたいなど、そのように思っておるところでございます。なお、20年度決算より項の会計、いわゆるバランスシートの作成、行政コスト計算書、資金収支計算書などの公表を予定しております。情報の開示をより図ってまいりたいと思っておるところでございます。

以上、終わります。

○高安進一 副議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 行政改革のところで、集中改革プラン等の見直しについてありましたが、集中改革プランは平成21年度まで、行革大綱は22年度までの計画になっておりますので、集中改革プランにつきましては、20年度からその見直しに着手したいというふうに考えています。

それから、民間委託の件であります。民間委託につきましては、行政が行う場合と民間が行う場合を比較しながら、民間が行う場合が優位だというものについては、できるだけ進めてまいりたいというふうに考えています。

それから、職員の意識改革のところで研修の実績についてありましたが、これにつきましては、部外研修、市役所内部でやる研修でないものにつきましては167名を研修に参加させました。それから副主幹級の市長との対話など、市内における研修につきましては388名を受講させておりまして、これらを含めて意識改革に努めたいと思います。

それから、平成20年度の行革の重点的なものは、さきにも述べておりますが補助金の見直し、第三セクターとの関係の見直し、それから公施設のあり方について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○高安進一 副議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 品目横断的経営安定対策について、幾つかの具体的なご質問がありました。

第1点目、組織化された集落への支援ということですがけれども、我々も集落営農の推進は組織化、これだけが目的ではございません。組織化された集落営農をいかに推進していくか、これが大きな課題であろうと考えております。いろんな部分で苦情あるいは課題等々いろいろ出されてきております。これにつきましてはアクションサポートチーム、それから、ワンストップ窓口を通じまして、いろいろご相談に乗っているところであります。さらには横手塾等を開催しまして、税理士の専門的な指導等を仰い

でいるところであります。

それから、対象とならない農家への支援ということのご質問がありました。19年度も市単独の事業を実施しましたが、20年度も市単独の事業として、例えば認定農家にならない、要件が満たない方でも、意欲ある農家については市の単独として支援していきたい、このように考えているところであります。

それから、運転資金について市単独のものを創設されないかというご質問でしたけれども、現在、国・県ではいろんな支援策を講じております。その一つとしましてスーパーL資金、あるいは農業近代化資金の無利子融資、また市でもいろんな制度資金に対しまして利子補給を実施しているところであります。こういう観点からして、現在のところ、市単独の融資制度というのは考えていないという状況下にあります。

それから、加入要件、担い手を絞り込む必要があるんじゃないかなというご質問でした。ご案内のように20年度から国の方針が若干変わって、市町村の特認事項というのが創設されます。現在この特認事項について検討しているところでございますけれども、例えば面積要件の場合ですけれども、個人の場合400ヘクタール以上ということになっておりますけれども、できれば、それよりさらに下回って2.6ヘクタール以上、あるいは集落の場合10ヘクタール以上のように要件を緩和したい、このように今考えて検討しているところであります。また、さらに所得要件でありますけれども、市の所得目標は420万であります。しかしこの半分210万円の緩和、こういうことも今現在検討しているところであります。いずれにしても、特に面積要件につきましては20ヘクタールにのれないという中山間地域、ここを重点的にすくい上げていきたい、このように考えているところであります。

それから、複合経営の部分についてであります。

ご案内のように、横手市は県内で最も複合経営が進んでいる地域でありまして、18年の市町村別の農業産出額では横手が294億円、県内一の額となっております。しかも米の割合よりも米以外のものが多いという特徴がありまして、これも前から複合経営に取り組んできた農家の皆さんの努力の成果がここに、このような数字になってあらわれているんじゃないかなと思っております。今後につきましても夢プランの活用、あるいは先ほど申し上げました各種制度資金の活用等を通じて、積極的に複合経営を支援してまいりたい、このように考えているところであります。

それから、最後でありますけれども、法人化の関係です。

やはり若い農業後継者の不足、これは事実であります。若い後継者を育てるためには、やはり魅力のある農業、所得向上につながる農業、これを目指していく必要があるんじゃないかなと思っております。先般2月27日、担い手フォーラム、ふるさと村で開催いたしました。約600名の方が参加されて大盛況でありましたが、その中で若い後継者の体験発表がありました。当初、自分は農業は嫌だと思いつつながら東京のほうに就職しました。しかし父親の姿を見るにつけ、やはり帰ってきて何かやらなければならないと、そういう意識を持ちまして帰ってきた。何がいいかということで菌種キノコですか、これ

に取り組んだということで、現在は近代化ゼミナールの仲間とともに、あすの農業の夢を語りながら頑張っているという大変力強い発表がありました。このような若者を大いに育てていく必要があると、改めて認識した次第であります。

以上でございます。

○高安進一 副議長 29番上田隆議員。

○29番（上田隆議員） 最後の答弁が農業関係でありましたので、そちらから再質問をさせていただきます。今、部長のほうからかなり力が入った答弁であったわけですが、確かに我が地域は複合経営も盛んだというふうに身をもって感じます。しかしやっぱり何といても、先ほど申し上げましたように決定的に不足しているのが若者のパワーだと、これも事実なわけであります。

今、就職難と一般的には言われております。高橋議員のほうからも午前中質問があったわけでありまして、新卒者のみならず、一たん社会に出てからもいろんな理由で余りいい職についていない、あるいは就職できない、そういった若い方々も探せば結構おるはずであります。そういった若い人方をどうやって農業に結びつけていくか、これがやっぱり一番肝要なことなわけであります。

管内1万5,000ヘクタールあると。それこそ先祖からの大変大きな遺産があるわけでありまして、今のまま推移すれば、果たしてその遺産が守られるのかと、恐らく大変な事態が来るのではないかなというふうを考えられるわけです。そこを考えた場合に、今の若者への対策というのは、いかにも頼りない、そう言わざるを得ないわけであります。今年度の予算を見ても夢プラン1億8,000万があります。しかし、それ以外ではフロンティア農業者研修840万、大雄・実験農場1,300万、こういった事業しか目につきません。こういったことの中で、果たして若者対策というのは実を結ぶのかといった場合に、到底首を縦に振ることはできません。厳しいことは百も承知しておりますけれども、やはり事の重大性にかんがみて、もう少しPRする必要性というのをもう少し訴えていく、そういう努力をしなければいけない時期だと思うんです。

今までの施策を見ていますと、常に必要だということは頭でわかっているわけでありましてけれども、それを前面に出さない、現有勢力で対応することを考えている。心ある人はこれじゃどうにもならないというふうな思いをしつつ不承不承対策に従ってきたと、今も来ているというのが実態だと思うわけがあります。我々も将来に夢を託したいわけでありまして、将来に夢を託せるような、そういう人的な面の頑張る施策、これを大いに期待したいというふうに思います。

それから、今年度の予算に戻りますが、本年度予算を前年度と比べてみて今年度の予算はどういった特色だろうというときに、前年対比で幾らといったことではなかなか性格がわかりませんでしたので、ちょっと思いついて、新市計画の財政計画とちょっと比べてみたわけです。そこでは特色的なあれが出てきたわけですが、新市の財政計画と今年度の20年の予算規模というのは、6,000万ほどしか違っておりません。今年が472億1,000万円に対し、新市計画で立てた予算も472億7,000万円でありました。そんなに当時考えた予算規模と変わっていない。

そういった中で、どこが特徴的に変わってきたかという視点で見たわけですが、歳出のほうからいった場合には、壇上でも申し上げましたけれども義務的経費が大きく変わったわけです。当初予算では全部合わせて53.5%ということですが、合併協の試算では47%ぐらいになっていました。6.5ポイントも高くなっていた。人件費が2億4,000万ほど、扶助費は19億ほど違っているわけです。公債費が7億8,000万ほど当初予算のほうが増大しております。これと対照的にどこが減ったのかといえ、前の答弁で部長が申し上げましたように、建設事業が圧倒的に抑えられて、これがわずか2年半で33億ぐらい違っていると。大まかですけれども、こういうふうな図式が浮かび上がるわけであります。

例えば最初の人件費であります、これまで不補充という形で、しかも団塊の世代が大量に退職されるというようなめぐり合わせもあって、そういう形で随分落ちてきたということがありますけれども、このとき立てた計画に比べれば、まだ努力が足りないという見方もできるわけであります。去年新しく立てた財政計画で例えば人件費を見てみましても、平成28年までずっとありますが、一度もそのとき立てた計画を下回ることはありません。そういう状況になっています。そういうことから考えれば、もう一段の人件費削減の努力というのは、これは必要なのではないかと見方もできるのではないかと改めて申し上げたいと思っております、見解をご答弁願いたいと思っております。

それから、扶助費につきましては、先ほど申し上げましたように19億も増大している。大変な増嵩ぶりであります。平成20年の財政計画の中も、とうに今年の当初予算を超えています。財政計画でこれからどうなるかという、20年度の62億9,000万円というので、ずっと増嵩しないという計画を立てています。しかし過去2年間、今年も4. 幾ら扶助費は増大しているわけであります。恐らく去年も5%ぐらいの増加はあったと思っております、ここ2年間を見る限り、そのぐらいのペースで上がってきたこの扶助費であります。この流れをとめられるのかどうか、その要因をどう見ているかということであります。もう既に20年で財政計画の額をオーバーしている。財政計画ではこれからずっと上がらないという見通しを立てているわけであります。そこに過去2年間との流れと大きなギャップがあるわけでありますけれども、その辺をどう見るか、まずお聞きしたい。

○高安進一 副議長 財務部長。

答弁を簡略にお願いします。

○高橋健幸 財務部長 合併協の財政シミュレーションとの違いを最初にご質問ありました。

合併協の財政シミュレーションは、先ほどのスクラムプランではないんですが、特に建設事業についてはすべてを網羅した建設事業費等にありまして、これではちょっと現実味がないのではないかと。去年、新市になってから財政計画を立てたわけでございます。それで国の地方財政計画もところ変わらして、例えば地方再生対策というので5億6,000万、交付税に突然プラスになるように、本当にその土壇場にならなければ地財計画というのがわかりません。そういう関係上、財政計画を立てるのは大変難しゅうございます。今回の場合、プラスになる場合はラッキーという部分がありますが、それが想定より逆に下がる場合もございまして、大変難しゅうございます。そういう面で大変苦労し

ております。

それから、そういう関係上、財政計画と今年度の予算に比較して申し上げますと、議員がおっしゃるとおり、扶助費が伸びてございます。扶助費が伸びているというのは、制度上の扶助費も当然ありますので、その部分が結構多いわけなんです。扶助費を切り込むということは単独の扶助費も切り込む必要があるかと。金がかかるから切り捨てると、そういう観点ではなくて、整理、統合等も含めまして、それについても考えていく必要があるかなと思います。

それから、人件費については財政計画どおりというか、それ以上に落ちてございます。その分、先ほど申し上げたとおり、ちょっと普通建設のほうが食われたというか、そういう今年度の予算ではないかなと、そのように思っております。

以上であります。

○高安進一 副議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 予算的な部分につきましては、後継者育成等々、個別に農業総合指導センター、各地域局に置かれておりますけれども、個別に予算を配分しまして、それぞれ当たっているところであります。また新規就農につきましても、各地域局あるいは本庁の農政課、随時相談といたしますか受け付けておりますので、利用していただければ幸いですし、また我々としても、さらに後継者対策の部分といたしますか、新規収納についてのPRといたしますか、これに最善を尽くしていきたいと、このように思っているところであります。

以上です。

◎散会の宣告

○高安進一 副議長 これで本日の一般質問は終了いたしました。

明3月4日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦勞さまでした。

午後 3時18分 散会